

点検評価ポートフォリオ 三重県立看護大学

2025 年 5 月

はじめに

本県では、昭和 52 年に三重県立看護短期大学を開校し、多くの人材を養成し、県内の保健医療の向上を図ってきたが、この間に生活水準の向上、医療の高度化・専門化、人口の高齢化や社会環境の複雑化を背景とした疾病構造の変化、健康に対する関心の高まり等により、県民の保健・医療に対するニーズが多様化かつ高次化し、保健医療環境が大きく変化した。看護職には、より高度な専門的知識・技術、心豊かな人間性や幅広い教養といった看護の基盤を具え、県民の健康上の問題を看護の視点から判断し、対処し得る能力が求められ、看護基礎教育を 4 年生大学で行うことの重要性が高まる中、本学は平成 9 年 4 月に県内初の 4 年生公立大学として設置された。

さらに、平成 13 年 4 月には、ますます複雑化、高度化する看護へのニーズに対応するため、高度専門職業人たる看護職者、指導的看護職者、看護教育等が必要とされているとの観点から、大学院看護学研究科を設置し、平成 21 年 4 月には公立大学法人として法人化を行った。

開学から 28 年を迎え、この間 2 千名を超える卒業生を輩出し、それぞれが看護師、保健師、助産師として県内外で活躍しているが、本学の学部教育の大きな特徴として、学部生全員が看護師・保健師の国家試験受験資格の取得を必須としていること、学部教育の中で助産師の国家試験の受験資格が得られる教育課程も設置し、人々の生涯を通じての看護ニーズに応えるための幅広い教育課程を編成していることが挙げられる。

本学は平成 21 年 4 月の法人化後 17 年目を迎え、現在は第 3 期中期計画の 5 年目であり、その間、中期計画に沿って着々と計画の遂行と目標達成に努めてきている。

現在の第 3 期中期計画においては、以下の 3 点を基本的な考え方として法人（大学）運営を行っている。

（1）質の高い教育・研究の実践

新型コロナウイルス感染症を契機として、保健医療ニーズの更なる多様化が見込まれる中、地域の特性を的確に捉えて、看護を実践できる人材の育成に取り組んでいく。また、地域に根差した看護学の教育・研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会のニーズをふまえた研究活動を推進し、その成果を社会・地域へ還元していく。

（2）社会貢献・地域連携の推進

本学の資源・資産を有効に活用し、教育と研究の両面から、県内の医療機関、市町及び地域住民等との連携のもとに、地域の看護職者のスキルアップや県民の健康に関する意識の向上に取り組む。また、多様な主体との連携のもと、教育研究活動を推進し、地域の保健・医療・福祉につなげていく。

（3）的確な業務運営・大学教育の質保証

社会の変革に対応した大学の教育研究活動を効果的に実施していくため、業務運営を的確に行う。また、本学の教育理念・教育目標を達成し、教育の質を保証するため、自己点検・評価を毎年実施するとともに、第三者評価や法令に基づく監査及び法人独自に行う監査を実施し、これらの結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用していく。

以上のように本学は、地域に根差した大学として、多様化、高度化する保健医療ニーズや地域の特性を的確に捉え、どの場においても質の高い看護を実践できる人材、地元を支える人材を育成することを目標に教育の充実を図っている。また、教育・研究の成果を保健・医療・福祉の向上に役立てる仕組みとして、地域交流センターを設置し、公開講座や出前講座の実施、認定看護師の育成などを通して、卒業生を含めた地域の看護職者のスキルアップや県民の健康に関する意識の向上にも積極的に取り組んでいるところである。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「学修成果アンケート等を活用したカリキュラム改善【学修成果】」	37
取組み2 「学生による授業評価及び教員相互の授業点検評価に基づく授業改善」	38
取組み3 「外部資金獲得のための施策【研究環境整備】」	39
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「地元理解のための科目「三重を知ろう」」	45
取組み2 「高大社接続事業」	46
取組み3 「地域交流センター事業」	47
取組み4 「県内医療機関との人事交流による教育研究の推進」	48
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

三重県立看護大学

(2) 所在地

三重県津市夢が丘1丁目1番地1

(3) 学部等の構成

学部：看護学部

看護学科

研究科：看護学研究科

修士課程：修士論文コース、臨地教育者コース、専門看護師（CNS）コース

その他の組織：メディアコミュニケーションセンター、地域交流センター

(4) 学生数及び教職員数（2025年5月1日現在）

学生数：学部409名、大学院27名

教員：50名

職員：22名（事務局21名、地域交流センター1名）

(5) 理念と特徴

【理念】

崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、先進的な知識と技術を教授することにより、人々がより良く生き、より良く生を終えるために、人々の生涯を通じての看護ニーズに応え得る能力を養う。これとともに看護実践に関する総合的な能力を養い、もって社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成を目指す。

さらに、看護学の進歩と独自の学問体系の確立に寄与できる将来の看護教育者及び研究者を育成する。

【特徴】

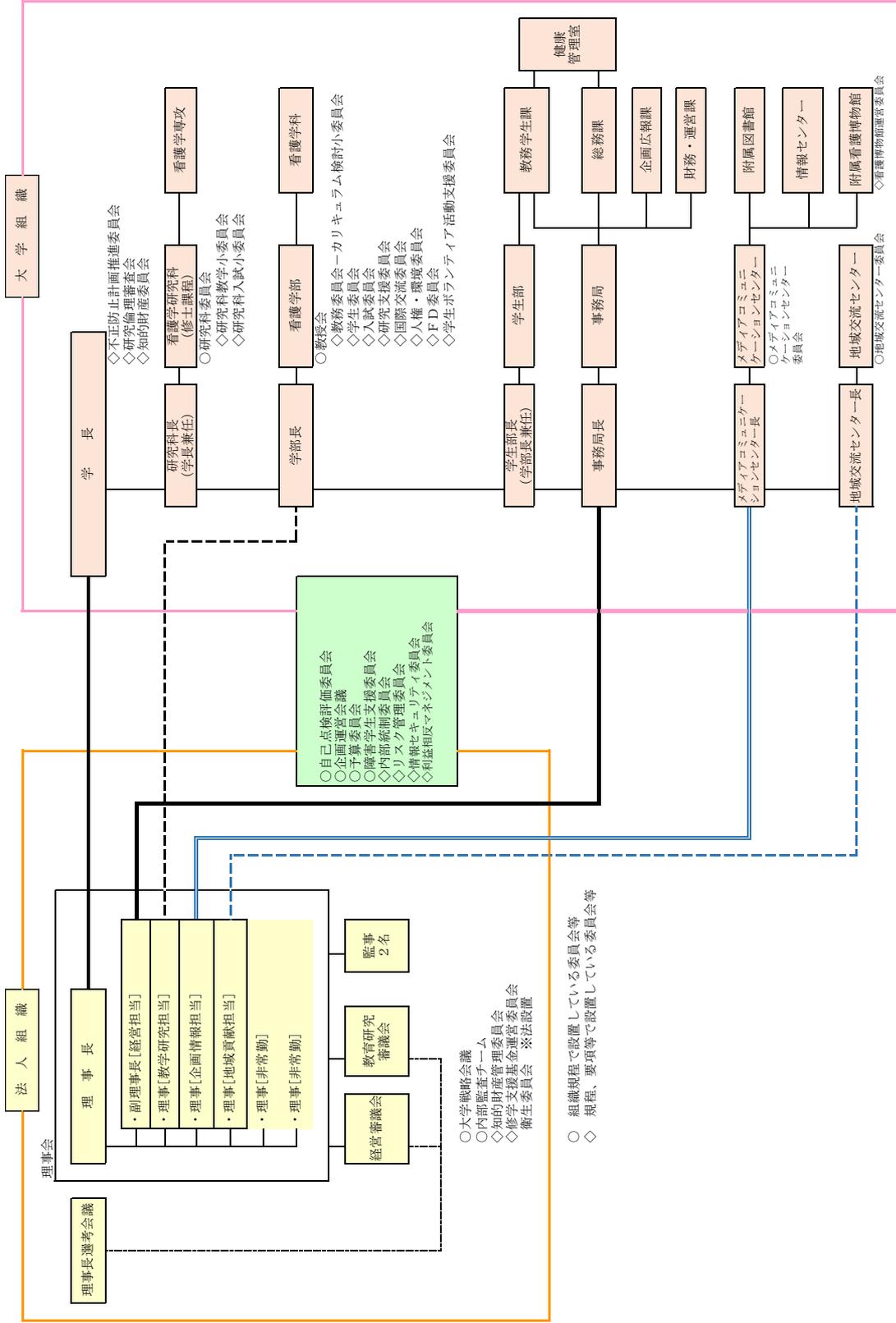
本学の学部教育の特徴の一つに、全員が看護師・保健師の国家試験受験資格の取得を必修としていることがある。また、助産師の国家試験の受験資格が得られる教育課程も設置し、人々の生涯を通じての看護ニーズに応えるための幅広い教育課程を編成している。

また、地域貢献活動を充実・支援することを目的として地域交流センターを設置し、公開講座やオープンクラスの実施、認定看護師の育成などを行っているほか、卒業生も含めた地域の看護職のスキルアップや、県民の健康に関する意識の向上にも積極的に取り組んでいる。

(6) 大学組織図

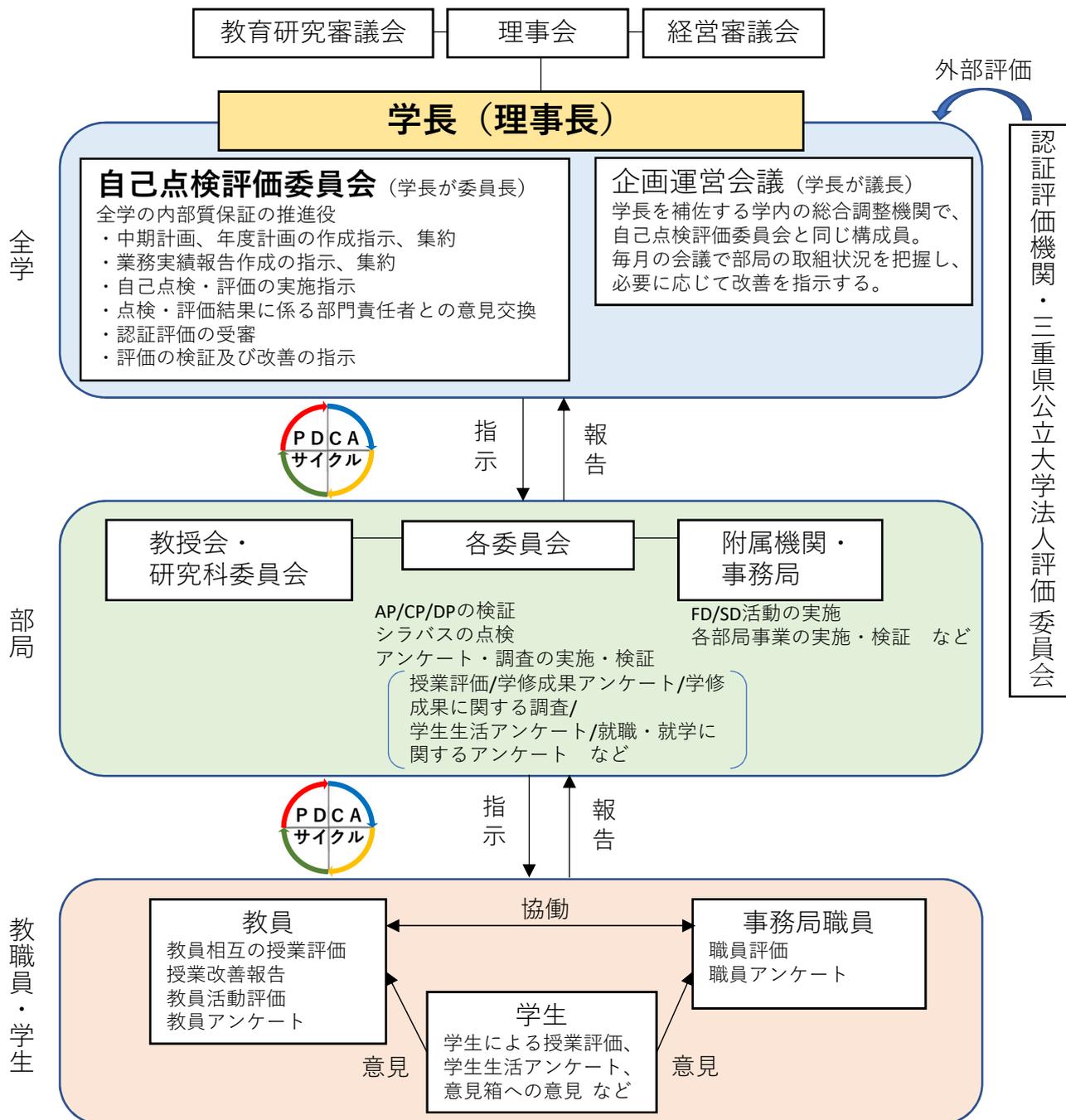
公立大学法人三重県立看護大学 組織図

2025年4月1日現在



◇ 組織規程で設置している委員会等
◇ 規程、要項等で設置している委員会等

(7) 内部質保証体制図



本学における内部質保証体制は、学長が委員長となる「自己点検評価委員会」を全学的な自己点検評価の実施主体としている。全学的に実施する毎年の点検評価は、各委員会や事務局が作成する「年度計画管理表」に基づいて、「部局レベル」及び「教職員・学生レベル」の取り組みも含めて実施状況を検証し、成果や課題を自己点検評価委員会に報告する。この報告は各委員会等の長と自己点検評価委員会との意見交換会として実施する。自己点検評価委員会は報告内容と意見交換会の議論を踏まえて妥当性を検証し、改善指示を行う。

日々の取組の進捗状況については、「自己点検評価委員会」と構成員が同一である「企画運営会議」が把握・検討し、必要に応じて各部門への改善指示を行うことで、小規模単科大学のメリットを活かした機動的な運営に努めている。

なお、本学では全教員が委員会もしくはその下部組織のワーキングに参画している。各委員会が実施した点検評価の結果を踏まえて作成される実績報告や外部機関による評価結果等については、全教員が出席する「拡大教授会」において説明し、共有されていることも、小規模単科大学である本学の特色といえる。

大学の目的

1 公立大学法人三重県立看護大学定款

(目的)

第1条 この公立大学法人（以下「法人」という。）は、三重県における看護学の教育及び研究の中核的機関として、質の高い人材を養成するとともに、社会に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、三重県はもとより国内外の看護の発展並びに保健、医療及び福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、管理することを目的とする。

2 三重県立看護大学学則

(目的)

第1条

第1条 三重県立看護大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く知識を教授するとともに、看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、豊かな人間性と幅広い視野を基盤とした看護学に関する総合的な能力を具えた人材を育成し、もって社会の幅広い分野において、人々の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 三重県立看護大学大学院学則

(目的)

第1条 三重県立看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的で広範な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力及び先駆的な研究能力を持つ人材を育成し、もって県民の健康で豊かな生活の創造と看護学の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は基本理念として、「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、先進的な知識と技術を教授することにより、人々がより良く生き、より良く生を終えるために、人々の生涯を通じての看護ニーズに応え得る能力を養う。これとともに看護実践に関する総合的な能力を養い、もって社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成を目指す。さらに、看護学の進歩と独自の学問体系の確立に寄与できる将来の看護教育者及び研究者を育成する」ことを掲げている。

上記の教育理念を始め、教育目標、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等については、本学ホームページをはじめ、大学案内、学生募集要項、学生便覧、シラバス等で広く公開している。

本学の目的については、前述の教育理念等を踏まえ、教育基本法及び学校教育法に基づき、三重県立看護大学学則(以下、学則と表す)第1条において定めている。

2) 教育研究上の基本組織

本学は、教育研究上の基本組織として学則第3条第1項に基づき、看護学部を設置している。

教員数は認証評価共通基礎データに示すとおり、大学設置基準に照らして適切である。

なお、2025年5月1日時点における教員数は、教授 14名、准教授 11名、講師5名、助教 13名、助手7名の計 50名である。

3) 収容定員

入学定員及び収容定員は、学則第3条第2項にて入学定員 100名、収容定員 400名と定めている。

他の公立看護大学と比しても高い志願者数を維持しており、入学者が入学定員を下回るような状況にはなく、また、入学定員を大幅に超えるような状況も生じておらず、下表に示すとおり、適正な水準で管理している。

年度	入学定員	入学者数	定員超過率
2025年度	100名	103名	1.03倍
2024年度	100名	103名	1.03倍
2023年度	100名	101名	1.01倍
2022年度	100名	100名	1.00倍
2021年度	100名	102名	1.02倍
2020年度	100名	103名	1.03倍
平均入学定員超過率			1.02倍

4) 大学等の名称

公立大学法人三重県立看護大学定款第3条で定めている「三重県立看護大学」、学則第3条で定めている「看護学部看護学科」の名称は、教育研究上の目的に符合するものである。

また、看護学科修了時に授与されるとして学則第 42 条で定めている学位は学士(看護学)であり、適切である。

国家試験の受験は看護学部で看護師国家試験、保健師国家試験の資格が得られる。また、助産師選択課程修了者には助産師国家試験の資格が得られる。この点からも名称は相応しいものである。

自己評価結果	上記の自己点検・評価の内容に鑑み、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育研究上の組織が適切に設置されるとともに、収容定員が適正に管理されている。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	学則第1条（目的） 大学HP 教育理念、教育目標
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	学則第1条（目的）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	教育理念・教育目標
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	学則第3条（学部、学科及び定員）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	学則第3条（学部、学科及び定員）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	課程の設置はない
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	学則第3条（学部、学科及び定員）
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	定款 学則第3条（学部、学科及び定員） 教育理念・教育目標

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 本学の大学院の目的は、三重県立看護大学大学院学則(以下、大学院学則と表す)第1条に、「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的で広範的な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力及び先駆的な研究能力を持つ人材を育成し、もって県民の健康で豊かな生活の創造と看護学の発展に寄与すること」を目的とすることが定められている。</p> <p>2) 大学院の課程 大学院は、大学院学則第12条に規定した修業年限2年の修士課程を置いているが、職業と学業の両立等を念頭に、大学院学則第12条第2項に職業を有している等の理由により申し出のあった場合に、修業年限を3年とする長期履修制度を設けている。 また、大学院設置基準第14条特例に基づき、大学院学則第23条で、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができることを定めている。 新型コロナウイルス感染症等の感染症リスクの回避を契機に、遠隔地居住者への受講配慮等の観点から、教育に支障のない範囲でオンライン授業を実施しており、学生の円滑な履修を支援している。 教育課程は、教育理念に基づき、人文社会看護学、自然科学看護学、実践基盤看護学、看護教育学、看護管理学、母性看護学、小児看護学、成人急性期看護学、成人慢性期看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の13分野の教育研究分野の構成とし、修士論文コース、臨地教育者コース、専門看護師(CNS)コースを設置している。</p> <p>3) 研究科の組織 大学院学則第6条では、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員とし、三重県立看護大学の職員をもって充てることが規定されており、当該規定に明らかなように、大学院と学部との連携を重視している。 各教育分野においては、入学時に決定された主任指導教員が、学生の経験、志向、能力等に十分配慮して履修指導、研究指導を行っている。主として教育・指導を担うのは准教授以上の教員であるが、講師が講義を担当することもある。</p>	<p>大学院学生の教育課程及びその履修に関すること等を審議する機関として、三重県立看護大学大学院小委員会規程に基づき、研究科教学小委員会が設置されており、月1回定期的に開催されている。</p> <p>4) 収容定員 修士課程においては、入学者が定員を下回っている状況が継続している。本学は修士論文コース、臨地教育者コース、専門看護師(CNS)コースの3コースを設置しているが、入学者の多くが修士論文コースを占めている。定員未充足の解消には、医療現場でのニーズが見込める専門看護師(CNS)コースの充実も効果が期待されるが、教員不足などの課題も多い。このような状況下で、大学戦略会議においても大学院の志願者確保を本学の重点課題と位置づけ、人脈による働きかけや卒業生への連絡といった従来からの教職員の活動に加えて、修士課程の魅力発信・広報の強化に継続的に取り組んでいる。 情報をより効率的・効果的に届けるという観点では、研究科入試小委員会において、在学生に対し修士課程を志した受験動機や情報入手経路に係るアンケートを実施し、受験希望者に「深く」効果的に届く情報発信のあり方を検討している。一方で、「広く」情報を発信するという部分では、メディアコミュニケーションセンター委員会が中心となって、オープンゼミや大学院紹介動画の作成といった広報活動を展開している。 大学院入試については、本学と連携協力に関する協定を締結している病院からの機関長推薦と、学内推薦の2種類の推薦制度を導入している。 また、学部生から直接大学院に進学する場合の経済的負担を軽減するため、2024年度から入学料を免除する制度等を設けており、2024年度には1名の学部生が大学院進学を選択した。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>上記の自己点検・評価の内容に鑑み、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>定員が未充足な状態が継続している。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	大学院学則第1条（目的）
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	大学院学則第1条（目的）
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	大学院学則第3条（修士課程）
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	大学院学則第1条（目的）
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	大学院学則第5条（定員）
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	大学院学則第5条（定員）
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	大学院学則第5条（定員）
⑨	<p>第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	大学院学則第1条（目的）

ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

学則第 11 条に基づき、学部には教授会を設置し、原則として月 1 回定例で開催している。

教授会の構成員は三重県立看護大学教授会規程第 2 条に定めるとおり、学長、教授、准教授及び専任の講師で組織し、同第 3 条にて学生の入学・卒業、学位の授与等について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることができる旨規定されている。

また、同規程第 2 条第 2 項により、構成員以外の教職員を教授会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。大学の認証評価や法人の年度計画・実績報告及び評価結果など大学及び法人の運営上重要な事項については、助教、助手も含めた全教員が出席する「拡大教授会」を開催して情報を共有するとともに、点検・評価活動や計画の進捗管理に全教員が参画する意識の醸成を図っている。

2024 年度には、学内における意思形成過程の情報開示等を目的に傍聴制度を導入し、助教、助手が主体的に情報を取得できる仕組みを整え、開かれた大学運営を進めてきた。

2) 教員組織

①教育研究の組織体系

大学の教育研究の主たる組織として、学長の下に看護学部、看護学研究科(修士課程)、メディアコミュニケーションセンター、地域交流センターを設置している。

教育研究の主たる組織の長はいずれも教育研究審議会の構成員であり、教員の人事に関する事項など教育研究に係る重要事項の審議を行っている。

委員会については、学長に紐づくもの、教授会に紐づくもの、研究科委員会に紐づくもの、法人組織、大学組織に関わるもの等に分けられる(大学組織図参照)。

不定期開催の委員会もあるが、教育課程及びその履修に関すること、学生の試験及び卒業に関すること等を審議する教務委員会や、学生の進路指導や健康管理に関すること等を審議する学生委員会等は月 1 回定期的に開催している。

委員会での審議内容については議事録を作成するとともに、教授会で報告するなど学内で情報共有している。

なお、委員会の委員長については、教授のみならず人材育成の観点から准教授も登用している。

②教員の選考等

学校教育法及び大学設置基準に定める教員の資格審査基準に即した選考基準を「公立大学法人三重県立看護大学教員選考規程」において規定している。

具体的な選考手続きについては、「公立大学法人三重県立看護大学教員選考に関する細則」において規定し、教員選考会議がその選考結果を教育研究審議会に報告する。教育研究審議会において教員の人事に係る事項を審議し、理事長が採用等を決定する。

2025 年 5 月 1 日時点における教員数等は下表のとおりであり、職位、年齢構成とも調和が取れている。

なお、本学の専任教員には、他大学等の専任教員を兼ねている者はいない。

職位	人数	平均年齢
教授	14 名	57.9 歳
准教授	11 名	54.7 歳
講師	5 名	49.8 歳
助教	13 名	40.5 歳
助手	7 名	36.1 歳
	50 名	48.8 歳

③授業科目の担当状況

本学では主要な科目を必修科目と位置付け、専任教員が担当する体制を取っているが、必要に応じて非常勤講師を活用している。

非常勤講師の委嘱については、公立大学法人三重県立看護大学非常勤講師の委嘱等に関する規程に定められており、教務委員会において資格審査が行われる。

教育補助、実習補助については、業務職員(非常勤職員)を雇用している。

また、本学大学院の学生に対し、教育的配慮の下に学部生向け授業の教育補助に従事させるために、公立大学法人三重県立看護大学ティーチング・アシスタント規程を整備している。

自己評価結果	上記の自己点検・評価の内容に鑑み、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	実効性を持って教育研究に係る組織を運営しており、きめ細かな教育・支援を行う体制を取っている。
改善を要する点	定数が未充足な状態が継続している。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	学則第11条（教授会） 教授会規程
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	学則第2章組織 教員選考規程 教員選考に関する細則 教員年齢構成表
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	必修科目（新カリキュラム） 必修科目（旧カリキュラム） 必修科目における専任教員担当比率 ティーチング・アシスタント規程
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	

<p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>
--

□ 教育研究実施組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 研究科委員会

大学院学則第8条に基づき、大学院に、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する研究科委員会を設置し、月1回定期的に開催している。

研究科委員会の審議内容は、主に学生の入学及び課程の修了、学位の授与に関することである。審議内容のうち重要事項については、教育研究審議会の議を経て決定される仕組みとなっている。

また、三重県立看護大学大学院研究科委員会規程第7条第2項に基づき、研究科委員会に研究科教学小委員会と研究科入試小委員会の2つの小委員会を設置し、月1回定期的に開催している。前者は大学院の教育課程や履修等を所掌し、後者は入学試験の実施内容等を所掌する。

研究科委員会に議案を挙げる前に、小委員会で審議することにより、効率的、組織的な大学院運営が行えている。

2) 教員組織

大学院の教員は看護学部の教員が充てられているが、教育研究上で支障が生じることはなく、寧ろ大学院の教育が学部教育に還元できる部分も多く、利点となっている。

教員のうち、大学院を担当する者については、公立大学法人三重県立看護大学大学院研究科担当教員資格審査細則にて、下記のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者とするのが規定されている。

- ・博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- ・研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- ・芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- ・専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

教員数については、大学院設置基準第9条の規定に基づき、専攻毎に置く必要がある数(平成 11 年文部省告示第 175 号)は確保している。

	大学院設置基準に基づく必要専任教員数		在籍専任教員数		
	研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員		研究指導補助教員
			総数	うち教授	
看護学研究科 看護学専攻	6名	6名	15名	12名	7名

3) 履修科目

履修科目は、共通科目Ⅰ、共通科目Ⅱ、専門科目から構成される。

原則専任教員が責任をもって教育を担う体制を取っているが、必要に応じて非常勤講師も活用し、幅広い内容の授業に対応している。なお、研究科における非常勤講師の委嘱については、公立大学法人三重県立看護大学非常勤講師の委嘱等に関する規程に定められているとおり、研究科教学小委員会で資格審査が行われる。

修了所要単位は、修士論文コース(修士論文を作成する場合)及び臨地教育者コースは 30 単位。専門看護師(CNS)コースは 46 単位である。

なお、臨地教育者コース及び専門看護師コースの修了認定については、いずれも特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えている。

専門性・学術性を深めるための主任指導教員と、それを補佐し、学際的視野を広めるための副指導教員の複数により研究指導を行っている。

研究の円滑なる推進と研究内容の充実を図るため、原則、修了の6ヶ月前までに、本学研究科の研究指導教員3名以上の審査委員会による研究計画の審査を行っている。

自己評価結果	上記の自己点検・評価の内容に鑑み、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	実効性を持って教育研究に係る組織を運営しており、きめ細かな教育・支援を行う体制を取っている。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学院設置基準</p>	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>大学院学則 大学院研究科委員会規程 大学院小委員会規程 大学院教育研究分野・シラバス</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>教員選考規程 研究科担当教員資格審査細則 大学院教員年齢構成表</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜・入学者受け入れ方針(AP)</p> <p>入学者選抜は、主に県内高等学校からの推薦者に対して実施する「特別選抜」と、大学入学共通テストを利用し全国からの志願者を対象とした「一般選抜」を実施している。全ての入学者選抜において、主に「アドミッション・ポリシー(以下、AP)[1・3・4]」で求める能力を測るために面接試験を課しているほか、AP[2]を担保するため、本学独自の学力検査(小論文含む)を実施している。また、出願資格については、学校教育法第90条に基づき、学則第18条に定め、入学者選抜要項・学生募集要項により周知している。</p> <p>実施にあたっては入試委員会が中心となり、最終的な合否判定は、教授会規程第3条に基づき、教授会での十分な審議を経て学長が決定する手続きを取っている。</p> <p>選抜方法については、社会情勢や国が定める大学入学者選抜実施要項を踏まえ、入試委員会においてAPとの整合性や選抜方法別の入学後の成績等を随時点検しながら、選抜区分、出願資格や試験内容等の検討・見直しを行っている。</p> <p>2) 教育課程(カリキュラム)の編成</p> <p>本学では開学以来、「人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成」という教育理念に基づき、看護師及び保健師の国家試験受験資格を取得可能な統合カリキュラムを展開している。病院勤務の看護師にとっても、公衆衛生の視点は重要であり、特に地域包括ケアの必要性が高まっている現代では、医療と保健の両面から支援できる専門職の育成が強く求められている。本学のカリキュラムは、こうした社会的ニーズに的確に応えるべく、看護師と保健師の両分野を深く学び、実践力を備えた看護専門職を育成するものである。</p> <p>カリキュラムは、運用開始後の経過を踏まえ評価を行い、必要時に改定を行っている。直近では、2021年4月の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に対応するため、2020年度に教務委員会、カリキュラム検討小委員会において点検・評価を行い、その結果を踏まえて「ディプロマ・ポリシー(以下、DP)」と「カリキュラム・ポリシー(以下、CP)」を教授会及び教育研究審議会での審議・承認を経て改正し、2022年度に新しいDP、CPに則したカリキュラム改定を行った。</p> <p>授業科目は、CPに基づき、「教養・基礎」「専門支持」「専門」「総合」の各科目群から構成し、低学年で「教養・基礎」の科目を多く履修し、学年進行につれて「専門支持」「専門」の科目が増加するよう編成しており、カリキュラムマップの作成によ</p>	<p>りDPとの関連性を学生に提示している。</p> <p>また、「必修」「選択」「自由」に分けて各年次に配当し、看護学専門科目においては、概論、方法、実習の順で学習するよう順序性を担保した年次配当としているほか、専門科目の履修前提条件を考慮し、進級条件・先修条件を付している。</p> <p>3) 授業・単位・成績評価等</p> <p>授業方法、学習内容、単位数、各科目(実習を含む)の目的・到達目標・成績評価方法(基準)等については、各科目担当教員が作成するシラバスに記載し、冊子配付やホームページへの掲載により学生に周知している。</p> <p>シラバスの作成にあたっては、基準となる「シラバス作成要領」を教務委員会において毎年作成しており、見直しが必要な場合は随時修正を加えているほか、科目間の精粗が生じないように、随時シラバスの確認を行っている。</p> <p>成績評価区分・単位の授与については、学則(第28～30条)、履修規程(第5条、6条)及び「三重県立看護大学試験及び成績評価実施要項」に定めているほか、卒業要件については、学則第41条及び履修規程第2条別表1で規定し、所定の授業科目及び単位数が修得されていることを教授会で確認し、認定している。いずれも、学生便覧、シラバスやホームページに掲載するとともに、新入生オリエンテーションや学年別ガイダンス等で学生に説明・周知を行っている。</p> <p>成績評価については、シラバスに科目の到達目標と評価方法(基準)を示し、各科目の初回時に学生に授業の進め方などとあわせて説明を行っている。また、科目によってはルーブリック評価票により具体的に評価基準を提示するなど、成績評価の客観性・厳格性の担保に努めている。</p> <p>学生が成績評価に対して疑義等を持った場合、「学生の成績確認及び意義申立てに関する要項」により、担当教員への成績確認、学長に対し異議申し立てができる制度を設けている。なお、異議申し立てを行う場合、学生は定められた期間内に「異議申立書」を教務学生課へ提出し、受理後は教務委員会において、申立て内容等を確認・協議のうえ、書面で学生に回答することとなっている。</p> <p>4) 履修科目の登録の上限</p> <p>学生が年次にわたって適切に授業科目を履修するよう、履修規程第2条の2で、1年間に履修登録することができる単位数の上限を原則50単位としており、学生全員が50単位以内に収まっている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	看護師及び保健師の国家試験受験資格を取得可能な統合カリキュラムを設け、これを着実に運用するためにカリキュラムやシラバスを定期的に確認するとともに、学生に丁寧に説明している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>学則第 18 条（入学資格）・第 20 条（入学者の選考） 教授会規程第 3 条（審議事項等） 各種委員会規程（入試委員会） 大学HP 入試に関する資料</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>学則第 26 条（授業科目）・第 33 条（履修規程） 履修規程第 2 条（授業科目等） 各種委員会規程（教務委員会） シラバス 学生便覧 カリキュラムマップ</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>学則第 27 条（教育課程の編成方法） 履修規程第 2 条（授業科目等）・ 別表 シラバス 学生便覧</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>学則第 28 条（単位の計算方法）・第 29 条（単位の授与） 履修規程第 5 条（単位の授与）・ 別表 シラバス 学生便覧</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>教務日程表</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>時間割（前期） 時間割（後期）</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>学則第 26 条（授業科目）・第 33 条（履修規程） 履修規程第 2 条（授業科目等） シラバス</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<p>学則第 30 条（成績の評価）・第 41 条（卒業） 履修規程第 2 条（授業科目等）・ 第 6 条（成績の評価） シラバス 試験及び成績評価実施要項 学生の成績確認及び異議申立てに関する要項 学生便覧 シラバス作成要領</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>学則第 29 条（単位の授与） 履修規程第 5 条（単位の授与） シラバス 試験及び成績評価実施要項 学生便覧</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>学則第 33 条（履修規程） 履修規程第 2 条の 2（履修単位の上限）</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜・入学者受け入れ方針(AP)</p> <p>研究科では、年に2回、「一般入試」「機関長推薦入試」「学内推薦入試」を実施している。機関長及び学内推薦入試では、面接のみとしているが、出願資格に一定の条件を付すことで学力を担保している。また「機関長推薦入試」においては所属長の、「学内推薦入試」では志望分野の本学教員の推薦書の提出を求めることで、アドミッション・ポリシーに見合った受験生であるのかを確認している。</p> <p>実施にあたっては研究科入試小委員会が中心となり、最終的な合否判定については、研究科委員会規程第3条に基づき、研究科委員会での十分な審議を経て学長が決定する手続きを取っている。</p> <p>選抜方法については、研究科入試小委員会において、学生確保の観点から選抜方法や試験区分などを随時検討している。</p> <p>2) 教育課程(カリキュラム)の編成</p> <p>カリキュラムについては、複雑化する医療・看護・福祉へ対応できる人材の育成や学生の確保等の観点から、研究科教学小委員会において、随時、分野・コースの設置の妥当性等の点検・評価を行っている。</p> <p>研究科の教育課程は、教育理念に基づいた人材の育成を目指して13の教育研究分野で構成し、修士論文コース、臨地教育者コース、専門看護師(CNS)コースを設置している。</p> <p>研究科のディプロマ・ポリシー(以下、DP)においては、共通の4項目に加えて、3つのコースの特性に合わせたDPをそれぞれ設定しており、それに基づきカリキュラム・ポリシー(以下、CP)においても、全コースに共通の能力と各コースで修得すべき能力を明確にし、教育課程の体系、教育内容、授業形態を明示している。</p> <p>授業科目は、DPに示した能力を修得できるように策定されたCPに基づき、「共通科目Ⅰ」「共通科目Ⅱ」「専門科目」で構成しており、専門科目については、各コースの特性にあわせて順序性及び体系性を考慮し、研究・演習・実習・講義のバランスの取れた編成としている。</p> <p>3) 研究指導</p> <p>研究指導体制は、専門性・学術性を深めるための主任指導教員と、それを補佐し、学際的視野を広めるための副指導教員からなる複数指導体制で行っている。</p>	<p>指導にあたっては、「大学院看護学研究科研究指導体制に関する内規」に基づき、主任指導教員は「研究指導計画書」、又は「研究指導状況報告・研究指導計画書」を作成し、学生に明示するとともに修了予定年度には、「研究指導実績報告書」を作成し、それぞれ研究科長へ提出することとなっている。</p> <p>また、「大学院看護学研究科学位授与に関する内規」第4条等に基づき、修士論文等の提出の前年度に研究計画の中間審査を実施し、円滑な推進と研究内容の充実を図っている。</p> <p>研究スケジュールについては、4月のオリエンテーションや学生便覧、ホームページにより学生に周知している。</p> <p>なお、これらの指導体制については、研究科教学小委員会で随時点検・評価し、問題がないことを確認している。</p> <p>4) 授業・単位・成績評価等</p> <p>授業方法、学習内容、単位数、各科目(実習を含む)の目的・到達目標・成績評価方法(基準)等については、各科目担当教員が作成するシラバスに記載し、冊子配付やホームページ掲載、科目の初回時での説明により学生に周知している。</p> <p>シラバスの作成にあたっては、基準となる「シラバス作成留意事項」を研究科教学小委員会において毎年作成しており、見直しが必要な場合は随時修正を加えているほか、科目間の精粗が生じないよう、随時シラバスの確認を行っている。</p> <p>成績評価区分・単位の授与については、大学院学則(第26条・27条)、履修規程(第7条、8条)等に、修了要件については、学則第39条及び履修規程第5条で規定し、学生便覧、ホームページ掲載等により学生に周知している。</p> <p>また、DPの到達度測定と、学生の主体的な学修を促進することを目的に導入した「学修成果ルーブリック評価」を年2回実施し、経年ごとのDPの到達状況を確認している。</p> <p>学生が成績評価に対して疑義等を持った場合、「大学院生の成績確認及び意義申立てに関する要項」により、担当教員への成績確認、学長に対し異議申し立てができる制度を設けている。なお、異議申し立てを行う場合、学生は定められた期間内に「異議申立書」を教務学生課へ提出し、受理後は研究科教学小委員会において、申立て内容等を確認・協議のうえ、書面で学生に回答することとなっている。</p> <p>学位論文の審査及び最終試験は、「学位規程」第9条及び「大学院看護学研究科学位論文審査基準」に基づき実施し、その審査結果と単位取得状況(修了要件)を研究科委員会での審議のうえ、学位授与の議決を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	大学院学則第15条（入学資格）・第17条（入学者の選考） 大学院小委員会規程（入試小委員会） 大学HP入試に関する資料
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	大学院学則第24条（授業科目、単位及び履修方法） 大学院履修規程第2条（授業科目等） 大学院小委員会規程（教学小委員会） 学生便覧、シラバス カリキュラムマップ
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	大学院学則第22条（授業及び研究指導） 学生便覧
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	大学院学則第31条（他の大学院等における教育指導）
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	大学院学則第27条（成績の評価）・第39条（修士課程の修了要件） 大学院履修規程第5条（修了所要単位）・第8条（成績の評価） 学生便覧、シラバス、シラバス作成留意事項 大学院試験及び成績評価実施要項 大学院生の成績確認及び異議申立てに関する要項、学位規程、学位論文審査基準、大学院看護学研究科学位授与に関する内規、研究指導体制に関する内規
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したもののみならず単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したもののみならず単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	大学院学則 第22条（授業及び研究指導） 第22条の2（教育研究分野） 第23条（教育方法の特例） 第24条（授業科目、単位及び履修方法） 第24条の2（長期にわたる教育課程の履修） 第25条（単位の計算方法） 第26条（単位の授与） 第28条（他大学院における授業科目の履修等） 第29条（入学前の既修得単位の認定） 第30条（入学前の既修得単位等を勘案した学期間の短縮） 大学院履修規程 第2条（授業科目等） 第3条（履修の届出） 第4条（履修の禁止） 第5条（修了所要単位） 第7条（単位の授与） 大学院長期履修規程 時間割（前期） 時間割（後期） シラバス 学生便覧

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地及び運動場

本学の校地は津市夢が丘に所在する1箇所のみであり、校地面積は 52,211 m²を有し大学設置基準の約 12 倍である。

校地内には屋外施設として 250mトラックを有するグラウンド、テニスコート(4面)がある。体育館は3階建てで床面積 1,393 m²を有し、アリーナにはバレーボールコート2面、バドミントンコートでは4面が確保できる。2階にはトレーニングルーム、3階にはクラブハウスが配置され、授業はもちろん学生のサークル活動に使用されている。

校地・校舎面積の設置基準との比較

区分	設置基準	本学
校地面積	4,300 m ²	52,211 m ²
校舎面積	5,106.8 m ²	13,573 m ²

2) 校舎及び施設設備

校舎施設は、設置基準の約3倍の床面積を有し、管理棟、研究棟、講義棟、実習棟、大学院棟、図書館棟が連結した建物となっている。また、体育館、講義棟へも屋根付渡り廊下でつながっており、雨天時の移動も容易となっている。

講義棟には、パソコン 50 台を完備した情報処理教室が2室あり、情報関係の講義を実施するほか、医中誌等の文献検索も可能となっている。

実習棟には演習授業に必要な設備、器具をそろえており、授業以外にも学生が自主的に学習できるよう開放されている。

学生の自習・休憩スペースとしては開放的な学生ホールや約 120 席を設けた食堂、学生同士がディスカッションもできるラーニングコモンズを設置。講義室も講義の無い時間帯には学生に開放し、自習がしやすい環境を作っている。

大学院棟には、研究室、演習室を配置し、大学院生が専門的な学習に専念できる環境を提供するとともに、大学院設置基準第 22 条に基づき、学部の施設及び設備を共有している。

研究棟には講師以上の教員用に個室の研究室があり、助教、助手の教員には2～6名で使用する研究室が整えられているほか、分野別の研究室も整備されている。

約 500 名を収容できる講堂は入学式、卒業式などの式典のほか、地域交流センターが行う公開講座など、大人数を対象とする講座や説明会などに使用されている。

開学、建設から 27 年が経過した校舎については、長寿命化計画に基づき、設置団体からの補助金を受け、計画的に改修を行い、長寿命化に努めている。

3) 附属図書館

大学設置基準第 38 条に基づき附属図書館を設置し、教育上必要な資料の収集、整理を行っている。全体の蔵書数は約 8 万冊を有し、特に看護分野についての蔵書数は県内トップクラスとなっている。

館内設備としては閲覧座席(102 席)のほかAVブース(6席)やグループ学習室などを設置し、講義や研究のための調べものや国家試験の勉強に集中して取り組める環境となっている。

図書館業務の全てを委託し、司書資格を有しているものが常駐している。図書館ではILLの複写サービスをはじめ、医中誌 Web やメディカルオンライン等の文献検索のサービスも行っており、文献検索については、学生、教職員であればPCから検索することができ、非来館型図書館としての充実も目指している。学生に対しては、年度当初に文献検索等に関する講義を図書館スタッフ及び専門の外部講師が行い、学生の図書館利用を促している。

また、図書館2階には、開学 15 周年を記念して 2012 年に開館した全国的にも数少ない看護専門の附属看護博物館を併設しており、看護の歴史の中で使用されてきた器具や教科書など関係者から提供いただいた資料を約 1,400 点所蔵している。展示物は2年に一度更新し、無料開放している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	全国の国公立大学で初の設置となった附属看護博物館を有している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	大学HPキャンパス紹介 認証評価共通基礎データ
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	大学HPキャンパス紹介 認証評価共通基礎データ
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	大学HPキャンパス紹介 認証評価共通基礎データ 長寿命化計画
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	大学HP 附属図書館 大学HP 看護博物館 認証評価共通基礎データ
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	大学HPキャンパス紹介 認証評価共通基礎データ

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織

本学は学則第4条に基づき、事務局を設置している。また、大学院学則第6条において事務職員を大学院職員に充てることが定められている。

事務局は、公立大学法人三重県立看護大学組織規程第4条の規定に基づき、教務学生課、総務課、財務・運営課及び企画広報課の4課を置いている。

一部を除いた殆どの委員会等に担当の事務職員を配置し、教員組織と事務局組織が情報を共有し、連携を密にして協働で大学運営にあたっている。

事務局職員(2025年5月1日現在)

課名	常勤職員	非常勤職員等
事務局長	1名	
教務学生課	5名	1名
総務課	3名	1名
財務・運営課	5名	1名
企画広報課	3名	1名

2) 厚生補導の組織

①チューター制度

チューター(個人指導教員)制度を取り入れ、入学から卒業まで、学生の修学・生活等について、個別の相談・指導・助言等を行っている。担当チューターについては、一覧表を作成し、4月のオリエンテーション等で学生に配付・周知している。

②学生委員会

三重県立看護大学各種委員会規程に基づき、学生の厚生補導、課外教育活動、健康管理、進路相談等に関する事項等を所掌する学生委員会を設置し、学生支援を行っている。

また、年1回、学生生活アンケートを実施し、学生の意見を踏まえて、学習環境の改善や支援内容の見直しを行っている。

③健康管理室

担当職員1名が常駐し、学生委員会や教務学生課と連携しながら、学生の健康診断、傷病等の応急措置など健康管理に関する業務全般を担当している。また、学校医、カウンセラー、チューター等と連携して学生の健康相談対応を行い、相談件数やカウンセリング等の利用状況については、毎月集計のうえ学生委員会で報告・確認し、問題点の早期発見に努め、随時対応している。

④人権・環境委員会

三重県立看護大学各種委員会規程に基づき、ハラスメントをはじめとする人権問題の相談、防止等を所掌する人権・環境

委員会を設置している。

⑤ハラスメント相談窓口・調査委員会

公立大学法人三重県立看護大学ハラスメントの防止等に係る規程第6条第2項に基づき、全教職員が相談窓口になっている。相談窓口の役割は、相談者の意向確認、ハラスメント調整員への取次等である。

同規程第7条に基づき、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント調整員を設置している。同条第3項により、調整員の構成については職位やジェンダーのバランスが定められている。

ハラスメント事案に関しては、事案ごとに調査委員会が設置され、速やかに調査・措置等の対応がなされることとなっている。

⑥障害学生支援委員会

公立大学法人三重県立看護大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程に基づき、障害のある学生から支援申請がされた場合の支援案の策定、支援の実施、見直しなど合理的配慮に関する事項を所掌する障害学生支援委員会を設置している。

2024年度には1件の修学支援申請に対して、個室の使用や授業中の指名の回避等の配慮を実施した。

⑦教務学生課

事務局の学生支援窓口として、学生委員会・健康管理室と連携し支援を行っている。また、入学料・授業料の免除、日本学生支援機構奨学金の申請手続き、本学独自の進学支援給付金制度の創設により、学生の経済的支援を行っている。

3) キャリア支援

キャリア支援は、教務委員会と学生委員会が中心となり取り組んでいる。

国家試験対策として、教務委員会の下部組織である国家試験対策ワーキンググループが中心となり、全国模試の機会や出題状況の分析結果等の提供、教員による特別講座の実施などの支援を行っている。試験終了後には学生アンケートを実施し、結果を踏まえて翌年度の支援体制の検討・見直しを行っている。

就職支援として、学生委員会が中心となり、毎年「就活講座」「就職説明会」「ようこそ先輩」を開催し、行政、医療機関や卒業生の話を直接聞く機会を提供している。開催後には参加者へのアンケートを実施し、結果を踏まえて次の開催内容等の検討・見直しを行っている。

自己評価結果	上記の自己点検・評価の内容に鑑み、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	チューター制度をはじめとした重層的な学生相談体制を設けるとともに、組織的な国家試験対策や就職支援を実施している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<p>大学組織図 各種委員会規程 公立大学法人三重県立看護大学ハラスメントの防止等にかかる規程 公立大学法人三重県立看護大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程 大学HP 学生生活・各種支援 卒業後に取得できる資格と進路</p>
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>大学組織図 大学院小委員会規程 大学HP 学生生活・各種支援 働きながら学べる環境</p>
	<p>関係事項</p>	
③	<p>学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<p>学生便覧 大学HP 修学支援（チューター制度、学生相談制度） 健康に関する支援 卒業後に取得できる資格と進路</p>
④	<p>学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>公立大学法人三重県立看護大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程 大学HP 修学支援（障害のある学生への支援）</p>
⑤	<p>学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>学生便覧 大学HP 修学支援（授業料等減免） 修学支援（奨学金）</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つのポリシーの策定状況</p> <p>中央教育審議会のガイドラインに則り、学部・研究科ごとに本学の教育理念・教育目標を踏まえて3つのポリシーを策定している。</p> <p>学部のディプロマ・ポリシー(以下、学部DP)とカリキュラム・ポリシー(以下、学部CP)は教務委員会、アドミッション・ポリシー(以下、学部AP)は入試委員会でそれぞれ検討のうえ方針案を作成し、教授会及び教育研究審議会による審議を経て策定している。</p> <p>また、研究科のディプロマ・ポリシー(以下、院DP)とカリキュラム・ポリシー(以下、院CP)は研究科教学小委員会、アドミッション・ポリシー(以下、院AP)は研究科入試小委員会でそれぞれ検討のうえ方針案を作成し、研究科委員会及び教育研究審議会による審議を経て策定している。</p> <p>いずれも、学生便覧、シラバス、入学選抜要項、大学ホームページ等に掲載し公表している。</p> <p>2) 学部の3つのポリシー</p> <p>①学部DP</p> <p>学部DPには、大学の理念・教育目標を踏まえて、人々の生涯を通じての看護ニーズに応え得る能力を養うことを明示し、幅広い教養の修得、地域社会の保健医療ニーズへの対応能力、様々な職種と連携するためのコミュニケーション能力、看護を実践する技能の修得などを盛り込んでいる。</p> <p>また、課程修了に当たって修得することが求められる姿勢・態度、知識・理解、興味・関心・意欲、技能・表現、思考・判断を明示している。</p> <p>直近の改正については、2021年4月の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に対応する2022年度カリキュラム変更にあわせて見直しを行っている。</p> <p>②学部CP</p> <p>学部CPには、教育課程の体系、教育内容、科目群を明示し、学部DPに示した能力を修得するために、学部DPの各項目に対応する科目を具体的に明示している。また、各科目が学部DPのどの項目と関連しているかをカリキュラムマップで示し、シラバスに掲載している。</p> <p>直近の改正については、2021年4月の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に対応する2022年度カリキュラム変更にあわせて学部DPとともに見直しを行っている。</p>	<p>③学部AP</p> <p>学部APは、本学が卒業時に求める人物像の達成を目指して学修を進めるために、高校生活を通じて身につけておくべき学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性)を踏まえて、入学時に必要となる資質について明示しており、学部DP及び学部CPと関連するものとなるよう設定している。</p> <p>3) 研究科の3つのポリシー</p> <p>①院DP</p> <p>院DPには、大学院の教育理念・教育目標を踏まえて、高度な看護実践能力や総合的な調整能力、リーダーシップやマネジメント能力、地域特性や社会変化のニーズに対応する課題探求力などを盛り込んでいる。加えて、「修士論文コース」「臨床教育者コース」「専門看護師コース」の3つのコースのそれぞれの特徴を踏まえた修得することが求められる能力を明示している。</p> <p>②院CP</p> <p>院CPには、教育課程の体系、教育内容、授業形態を明示している。院DPで3つのコースの特性に合わせた方針を設定していることを踏まえて、院CPでは3つのコースの院DPの各項目に対応する科目を具体的に明示している。また、各科目が院DPのどの項目と関連しているかをカリキュラムマップで示し、シラバスに掲載している。</p> <p>③院AP</p> <p>院APには、将来の看護分野における高度な実践者、教育者、研究者としての姿勢・能力を身につけるための資質について3つのコース別に明示しており、院DP及び院CPと関連するものとなるよう設定している。</p> <p>4) DPとCPの整合性</p> <p>学部では、カリキュラム検討小委員会において、毎年実施するDP達成度を確認するための「学修成果アンケート及び学修成果に関する調査」や、カリキュラム完成年度に実施する「教員アンケート調査」の結果を踏まえてカリキュラムの点検・評価を行い、必要に応じてカリキュラム変更を行うこととしている。</p> <p>また、研究科では、研究科教学小委員会において、年2回実施するDP達成度を確認するための「学修成果ルーブリック評価」の結果を踏まえてカリキュラムの点検・評価を行い、必要に応じてカリキュラム変更を行うこととしている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>大学HP</p> <ul style="list-style-type: none"> 理念・目標・ポリシー（学部） 理念・目標・ポリシー（大学院） シラバス（学部・大学院） 入学者選抜要項（学部） 学生募集要項（大学院） 学生便覧（学部・大学院）

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動等状況の公表</p> <p>学校教育法施行規則第 172 条の2に定める情報をはじめ、教育研究活動等の状況に係る情報は、本学ホームページのほか、大学案内、学生便覧なども用いて公表している。</p> <p>①理念と3つのポリシー</p> <p>3つのポリシーは大学の理念、目標と併せてホームページ、大学案内、入学者選抜要項、学生便覧、シラバスに掲載して周知している。</p> <p>②その他の情報</p> <p>その他学校教育法施行規則第 172 条の2に定める情報はホームページ等で公表している。</p> <p>カリキュラムについては、進級要件、助産科目選択に必要な要件を進級時のオリエンテーションで学部長から説明している。また、奨学金や学生相談の案内はホームページ等への掲載に加えて、入学時や進級時のオリエンテーションでも資料を配布して説明している。</p> <p>学修成果アンケートや学生生活に関するアンケート結果については、学内ホームページで公表して学生へフィードバックし、学修効果の学生自身による把握や福利厚生等の改善につなげている。</p> <p>③研究成果の公表と地域への還元</p> <p>教員の研究成果は、紀要を刊行するとともに、リポジトリでの公表をしている。また、教員の研究成果を地域に還元するため、地域交流センターが多様な講座を展開し、全教員が参画して積極的に取り組んでいる。県民向けの講座としては、出前事業や公開講座など、県民の保健・医療・福祉への関心を深める事業を実施している。一方、地域の看護職者等に向けたリカレント教育や医療機関の研究活動支援など、県内の看護研究の中核機関として地域と連携しながら取り組んでいる。これら地域交流センターの活動は活動報告会を開催して発表するとともに、年報にまとめて行政、医療機関等へ配布している。</p> <p>地域交流センターでは事業ごとに参加者に向けた満足度アンケートを実施している。各事業とも非常に高い満足度を得ているが、アンケート結果は地域交流センター委員会に報告し、改善項目を検討して、常に事業の質向上に活かしている。</p>	<p>2) 多様な手段を用いた広報活動の展開</p> <p>本学ホームページや刊行物による公表のほか、主に高校生や受験生を対象に LINE による入試情報やオープンキャンパスの案内を発信している。本学が提供するラジオ番組では学生が参加して学生生活等を紹介するとともに、番組内で大学の行事や入試情報の告知を行っている。また、広報誌「MCN レポート」を年4回発刊し、学生の様々な学修体験や学内行事の紹介、教員の研究内容や地域貢献の取り組みなどを掲載し、保護者、卒業生、医療機関、高等学校等に向けて幅広く送付している。</p> <p>このほか、高校生に対しては、オープンキャンパスや「高校生のための看護職キャリアデザイン講座」、「出前授業」、進学相談会への参加を通して看護職を志望する高校生の進路検討に必要な情報を提供している。2023 年度には受験生向けの YouTube 動画を学生主体で企画、作成し、公開した。</p> <p>3) 情報公表体制の整備</p> <p>本学ホームページはメディアコミュニケーションセンターが統括し、運用管理は事務局企画広報課が担っている。学校教育法施行規則に定める公表情報の掲載漏れや最新情報への更新漏れを防ぐため、事務局企画広報課と各部門担当者が連携して定期的な点検を行っている。</p> <p>広報については、学生、受験生をはじめとした様々なステークホルダーに向けた適切かつ効果的な情報発信を、大学運営における重要な取り組みと位置づけ、2024 年度には広報業務を強化するため事務局内に広報チームを設けた。2025 年度には広報業務の組織内での位置づけの明確化と取組強化を図るため広報チームに代えて企画広報課を設置した。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	大学HP
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	大学HP 理念・目標・ポリシー 教育研究上の基本組織 教員情報 入試情報 入学・卒業後の進路状況 進路状況（学部） 進路状況（院） カリキュラム・シラバス（学部） 教育研究分野・シラバス（院） 試験・成績評価 卒業・修了要件 キャンパス紹介 入学料・授業料等 学生生活 学習環境（院）

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価の実施体制

本学では、理事長、副理事長、教学研究担当理事、企画情報担当理事、地域貢献担当理事及び事務局職員で構成される自己点検評価委員会が推進役となって、全学体制で自己点検・評価を実施している。

自己点検評価委員会は毎年定期的に各委員会・部門に対して「年度計画管理表」を用いた業務実績報告と自己評価の実施を指示する。評価項目は法人の年度計画の項目で構成され、大学認証評価の評価項目にも対応するものである。年度計画管理表の提出後に、自己点検評価委員会と各委員会の長との間で評価結果や課題、改善方針について意見交換を行う。これは学内のコミュニケーションを図りつつ、自己点検・評価をより実質的なものとするため実施するものである。自己点検評価委員会は各委員会等の評価結果と意見交換の内容を踏まえ、業務の適合性確認や教育研究活動上の課題を検討し、必要に応じて各委員会等へ改善指示を行う。

また、自己点検評価委員会と構成員が同一の企画運営会議を毎月開催し、各委員会において検証された取組の実施状況や学修成果、学生アンケート等の結果が、担当理事等から速やかに報告され、必要に応じて改善指示が行われる。事案により毎月開催する教授会でも審議・報告され、教授会終了後に全教員への周知を行っている。このように小規模単科大学の特徴を活かしながら、定期の自己点検・評価に加え、随時点検・評価の実施状況を共有することで、大学として早期の対応を講じている。なお、外部評価は、設置主体による業務実績評価や機関別認証評価のほか、分野別評価として日本看護学教育評価機構による看護学評価を受審している。評価結果は全教員が出席する会議や事務局研修において説明し、全教職員が内部質保証推進に参画する意識の醸成を図っている。

年度ごとの業務実績報告書、県評価委員会の評価結果は本学ホームページで公表している。また、機関別評価、分野別評価に係る自己点検評価報告書並びにその認証評価結果報告書についても本学ホームページで公表している。

2) 教員の自己点検・評価

公立大学法人三重県立看護大学教員活動評価・支援制度規程に基づき、教員個人の教育、研究等の活動に対する評価及び支援を行う評価・支援制度を導入している。

同規程第7条にて評価手順が定められており、被評価者は随時、教員活動の取組活動の自己確認を行い、年度末に自ら

の教員活動の取組結果を振り返り、評価基準に基づき自己評価を行う。また、同規程第8条では活用及びフィードバックが、同規程第9条では複数年度の評価結果の活用が定められており、3年間の評価結果は研究費の配分等に反映される。

3) 授業改善

全学的な教育の質向上を目的に、教員相互の授業点検評価を行っており、現状の評価のみならず、経験の浅い教員が経験を有する職員から学ぶ機会としても活用している。

また、学修成果を把握するために、学生による授業評価も行っており、講義・演習と実習それぞれの授業形態に沿ってアンケートを実施している。

上記に加え、リアクションシート等から得られた学生の意見等も活用し、各教員は授業改善等報告書を作成し、授業の総括に加え、今後の授業の工夫等についても記載する。

4) 研修

研修に関し必要な事項は、公立大学法人三重県立看護大学研修規程により定められており、職務の遂行に必要な能力、資質等の向上を図るための理事長及び職員の責務等が規定されている。

学部のFDについてはFDの取組推進、研究会等の開催等を所管するFD委員会が、大学院のFDについては研究科教学小委員会が主体となり、FD研修や講演会等を実施している。

SD研修については、FDと一部共通で実施しているほか、公立大学協会など外部団体の研修を積極的に活用し、事務局職員としての資質向上に努めている。

5) 学修成果

学部においては、学生の学修成果がディプロマ・ポリシー(DP)に達しているかを確認するため、カリキュラム検討小委員会が学修成果アンケート(学生自己評価)、学修成果に関する調査(県内就職先評価)を毎年実施している。アンケート結果については、経年的な学修成果の推移や卒業生の就職先での評価などを検証したうえで、教務委員会及び教授会で報告し、カリキュラムが本学の教育に資するものとなっていることを確認している。

また、研究科においては、学生がDPの達成度について自己評価を行う「学修成果ルーブリック評価」を年2回実施し、研究科教学小委員会で結果を取りまとめて研究科委員会に報告・情報共有を行い、経年ごとのDPの到達状況を確認している。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学生による授業評価や教員相互の授業評価、学生の学修成果に係る調査などを組織的・継続的に実施して教育研究活動の質向上に取り組んでいる。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>学則第2条（自己評価） 自己点検評価委員会規程 組織規程 自己点検・評価報告書 認証評価結果報告書 業務実績報告 県評価委員会評価結果</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	自己点検評価委員会規程
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>各種委員会規程（FD委員会） 事務局職員人材育成基本方針 FD活動実績 SD活動実績</p>
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>大学院小委員会規程 大学院FD活動実績</p>
	関係事項	
⑦	<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	2023年度学修評価（学生自己評価）アンケート結果概要 大学院学修成果ルーブリック評価
⑧	<p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等のは是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	該当なし

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

過去の決算状況は表にあるとおり、運営費交付金や自己収入による安定的な収入を確保し、収入総額が支出総額を上回る状況となっている。設置団体の三重県に経営努力として認められた剰余金については、教育研究の質向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てるための目的積立金として、必要に応じて、取崩して執行を行っている。

自己収入を上げるための取組として、学部受験者増加のための大学PR活動、地域交流センターが2022年度から2024年度にかけて開講した認定看護師教育課程(B課程)「感染管理」、同じく地域交流センターの開講する有料講座や大学施設(体育館、グラウンド、講義室等)の外部貸出等が挙げられる。

また、経費削減の取組として、空調熱源改修や照明のLED化等を行い、電気、ガスの使用量を削減した。あわせて、学生にも自習室の集約化を呼びかけるなど、省エネに対する意識向上にも努めている。

過去3年間の決算状況

(単位:千円)

年度	2021	2022	2023
収入	1,360,192	1,437,951	1,189,772
運営費交付金	746,166	762,432	746,555
授業料等収入	266,763	258,745	262,466
雑収入	18,280	39,577	34,375
受託研究等収入	6,063	7,579	11,702
寄附金収入	533	1,439	
補助金収入	281,125	335,026	99,238
目的積立金取崩	40,162	32,062	34,436
基金取崩	1,100	1,091	1,000
支出	1,192,326	1,427,801	1,149,903
教育研究経費	282,743	293,470	308,422
人件費	643,530	683,819	634,998
一般管理費	259,990	442,932	201,104
受託研究等経費	6,063	7,580	5,379
収入一支出	167,866	10,150	39,869

2) 教育研究環境の整備

建設から27年を経過した学舎については、2020年度に策定した長寿命化計画(個別施設計画)をもとに、三重県からの施設整備費補助金の交付を受け、2020年度から2022年度で空調熱源の更新、2021年度から2024年度で外壁改修、2022年度には受変電設備の更新、2022年度から2023年度でエレベータの更新、2024年度はグラウンドの地盤沈下の改修等を行っている。

教育環境の整備については2022年度に文部科学省の大学改革推進等補助金「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」の交付を受け実習棟に動画収録遠隔配信システムを整備した。コロナ禍においては遠隔授業に活用し、コロナ後の現在も感染症等で登校できない学生に対し、自宅において演習の様子がわかるよう配信する等、活用されている。

また、全施設において無線LANが利用できるよう、2019年度に整備を行い、2024年度は電子教科書にも対応できるよう整備を行った。2024年度は目的積立金を財源とし、分娩シミュレーター、胎児模型、小児診察シミュレーター等教育備品についても整備を行った。

自己評価結果

自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

特になし

改善を要する点

特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務諸表 、 決算報告書
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	長寿命化計画

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT環境の整備</p> <p>学内のICT環境は、メディアコミュニケーションセンターが統括する情報センターが学内情報基盤の運用と環境整備推進の中心的な役割を担っている。</p> <p>本学は、2013 年度入学者選抜試験から国公立大学では初めてとなるインターネット出願を導入するなど、早くからICTを活用した取組を進めてきた。</p> <p>2020 年度にはWi-Fi 環境を整備することで学生の利便性や情報端末を利用した学習環境の向上を図り、一部の科目では電子教科書を用いた授業を行っている。一方、社会人が多くを占める大学院では、オンライン授業を活用し、通学の負担を軽減している。本学では南北に長い本県の地理的特性を踏まえ、早い時期から県内の3医療機関を結ぶ遠隔配信システムを構築して、地域交流センターが開催する看護職者を対象とした研修等において活用してきたが、ICTが発達した近年はオンライン配信を積極的に活用して、距離的、時間的な制約の克服に引き続き取り組んでいる。</p> <p>2022 年度に文部科学省の大学改革推進等補助金「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」の交付を受け、実習棟に演習の様子が配信できる動画収録遠隔配信システムを整備した。</p> <p>2023 年度には従前の学務システムにポータルサイトを導入し、履修登録や成績閲覧、休講・補講・教室変更の確認がWeb 上で可能となり、学生、教職員相互の利便性が向上した。また、授業の出欠や成績入力、授業用資料の配布がシステム上で可能となり、教職員の業務負担が軽減された。</p> <p>本学附属図書館は「非来館型図書館」として充実を図ってきた経緯があり、医学中央雑誌 Web 版、メディカルオンライン、最新看護検索 Web などのデータベースを学生、教職員は来館せずに自宅等で検索することが可能である。また、蔵書にICタグを埋め込んで管理することで蔵書点検に要する日数を大幅に短縮し、閉館日の削減と作業負担軽減を実現した。新型コロナウイルス感染症が拡大した時期には、貸出時に使用する学生証等をバーコードからICチップに変更することで窓口対応を非接触型に変更した。</p> <p>防災面では、災害発生時の教職員の安否確認のために安否確認システムを導入し、年2回の訓練を実施している。2024 年1月の能登半島地震では、実際にシステムを稼働させて安否確認を行った。</p>	<p>2) 継続的な研究成果の創出のための環境整備</p> <p>教員に対し、個人研究費を職位により定額配分していることに加え、本学の教育・研究の発展に貢献する研究活動の推進と学術振興に寄与することを目的に、学長特別研究費を設け、予算の範囲内で学長が採択し、配分を行っている。</p> <p>また、教員活動における評価を行い、評価結果に基づいて研修費用や研究費の追加配分を行うなど、教員の教育・研究の質向上と活性化の促進を行っている。</p> <p>研究費の執行にあたっては研究費等執行マニュアルの整備、利益相反、不正防止に関する研修を行い、適正な執行に努めるよう支援を行っている。</p> <p>科研費獲得のための支援として、研究支援委員会による科研費獲得に向けた研修会、科研費の説明会、事務局担当による申請書確認、教員間相互による研究支援を行い、教員の科研費申請、獲得に向けた支援体制を整えている。2024 年度には、科研費の採択率向上のための支援として、一般社団法人全国大学研究支援機構と科研費申請書添削の委託契約を行い、若手教員を中心に7名が利用した。</p> <p>科研費以外の外部資金についても、事務局担当者が公募中の研究助成に係る情報を学内ホームページにある「外部資金助成情報管理システム」に掲載し、新着の公募情報については教員に随時メールにて周知を行い、組織的に外部資金獲得に向けた支援の環境を整えている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	組織規程 メディアコミュニケーションセンター規程 メディアコミュニケーションセンター委員会規程
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	研究費等執行マニュアル 各種委員会規程(研究支援委員会)

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p> 本学の組織規程第 29 条に基づき自己点検活動の責任主体は、自己点検評価委員会にある。自己点検評価委員会は、理事長、副理事長、教学研究担当理事、企画情報担当理事、地域貢献担当理事、事務局副局長、副参事及び各課長等で構成している。本学の自己点検評価委員会は、法人役員を構成員としているが、理事長は学長、副理事長は事務局長を兼務のほかに、教学研究担当理事は学部長、企画情報担当理事はメディアコミュニケーションセンター長、地域貢献担当理事は地域交流センター長を兼務し、さらに各種委員会を所掌している。また、同構成員で毎月開催する企画運営会議において、各取組の進捗状況や各調査結果について速やかに報告されており、本学での課題を早期に把握して、改善につなげることができている。さらに、2023 年度に主要委員会の長を構成員とした大学戦略会議を設置したことで、将来的な大学構想を組織横断的に検討することができるようになっている。 </p> <p> 各種委員会及び事務局で行った自己点検評価結果は、年に数回開催される自己点検評価委員会に提出され、各種委員会の責任者と意見交換を実施したうえで、中期計画及び年度計画の策定、計画の進捗管理、目標達成度を評価し、全学の自己点検評価結果として取り纏める。 </p> <p> 教育改善に係る点検評価については学部長及び研究科長が担っている。教学マネジメントのうち、3つの方針、授業科目・教育課程の編成・実施、学習成果・教育成果の把握・可視化については、学部は教務委員会が所掌し、大学院については研究科教学小委員会が所掌している。学部での学習成果の把握は、国家試験合格率、就職状況のほか、GPA や「学修成果アンケート（学生自己評価）」、「学修成果に関する調査（県内就職先評価）」等により行われ、大学院については、ディプロマ・ポリシーの達成度について評価を行う「学修成果ルーブリック評価」を実施して、その到達状況を確認している。 </p>	<p> 学生の生活支援に係ることについては学部においては学生委員会が、大学院については研究科教学小委員会が自己点検活動を行っている。 </p> <p> 教員の評価については、教員活動評価・支援制度規程に基づき教員各自が自己評価を行い、上位教員の評価を経て、学長により評価される。この評価結果に基づくサバティカルリープによる研修や研究費の追加配分の対象者は教育研究審議会及び理事会で審議して決定し、教員の研究・教育の質向上を図っている。 </p> <p> FDは、学部はFD委員会が、大学院は研究科教学小委員会がそれぞれを所掌している。学部のFD委員会では「学生による授業評価アンケート」や「教員相互の授業点検評価」に基づく「授業改善等報告書」により毎年度の授業改善につなげている。大学院については年2回の「学生による授業評価」を実施している。SDについては、事務局長である副理事長を中心に職員評価と研修を行っている。 </p> <p> 研究活動については、大学院生は研究科委員会が、教員については研究支援委員会がそれぞれ自己点検活動を行っている。教員の外部資金の獲得については、教員アンケートを含む自己点検活動の結果を踏まえ、教員相互の支援体制の整備や研修充実を検討し、採択率の向上を図っている。 </p> <p> その他、組織運営や財務については、事務局長が責任主体となり、各課において自己点検活動を行っている。 </p>
---	--

2) 自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学修成果アンケート等を活用したカリキュラム改善【学修成果】	37
2	学生による授業評価及び教員相互の授業点検評価に基づく授業改善	38
3	外部資金獲得のための施策【研究環境整備】	39
4		40
5		41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学修成果アンケート等を活用したカリキュラム改善【学修成果】
分析の背景	<p>学生の学修成果がディプロマ・ポリシー（DP）に達しているかを可視化するために、①学修成果アンケート（学生自己評価）、②学修成果に関する調査（県内就職先評価）を実施している。加えてカリキュラム改正時には教員にも③カリキュラムに関するアンケート調査を行い、これらを踏まえてカリキュラム評価を行い、カリキュラムの変更を行っている。</p>
分析の内容	<p>1) カリキュラム改善のためのシステム</p> <p>「①学修成果アンケート」については、ディプロマ・ポリシー（以下、DP）を基盤として、日本看護系大学協議会が提示している「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を参考にして評価項目を設定、2020年度の学生から継続して実施している。アンケートは進級時（新2、3、4年生）及び卒業時に実施する。</p> <p>「②学修成果に関する調査」は、県内就職して卒後1年を経過した本学卒業生に対して、就職先の直属上司からの評価を得る調査である。評価項目は、「学修成果アンケート」と同様の項目を設定している。この調査は2019年度から開始したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2020年度、2021年度は中止し、2022年度（2023年2月に実施）から再開している。</p> <p>①及び②のアンケート・調査は、教務委員会の下部組織であるカリキュラム検討小委員会が実施し、その結果を分析したうえで教務委員会及び教授会に報告することで、DPの達成状況を継続的に把握するとともに全学的に共有している。</p> <p>「③カリキュラムに関するアンケート調査」は、カリキュラムの変更が必要な際に教員を対象に実施し、「①学修成果アンケート」及び「②学修成果に関する調査」に加えて、現行カリキュラムの点検・評価の検討資料としている。</p> <p>大学院修士課程については、大学院生がDPの達成度について自己評価を行う「学修成果ループブック評価」を2021年度の試行を経て2022年度から年2回実施し、研究科教学小委員会で結果を取りまとめて研究科委員会に報告・情報共有を行い、経年ごとのDPの到達状況を確認している。</p> <p>2) 学修成果アンケート等の活用と分析</p> <p>現行の2022年度カリキュラムは、指定規則の改正を機にそれまでの2017年度カリキュラムを2020年度に点検・評価を行い、改正につなげた。カリキュラム改正にあたっては、継続して実施している①及び②のアンケート・調査に加えて③の調査を実施した。その結果、社会情勢や多様性を踏まえて様々な立場の人と協働できる能力、地域ニーズに応じた支援ができる能力、また地域包括ケアの視点や自ら探求し問題解決に取り組む姿勢などを養うカリキュラムの構築が必要であるとの評価が得られ、教務委員会、教授会を経て教育研究審議会にて審議し、DP及びカリキュラム・ポリシーと共にカリキュラムを改正した。</p> <p>「①学修成果アンケート」について在学4年間のデータが揃った2023年度卒業生（2017年度カリキュラム）の推移では、DPのAからIに対応する質問において学年があがるにつれて、その評価平均点はほとんどの項目で上昇していることから、DPの達成に本学の教育が有効に機能していると評価された。現行の2022年度カリキュラムが適用されている2022年度の入学生については、DPがAからGに変更されたが、1年生から2年生にかけて評価平均点は上昇している。特に倫理観に関する項目をあげているAに関しては1年生から高い数値を示しているのが、2017年度カリキュラムとの相違点である。</p> <p>「②学修成果に関する調査」の調査結果は、新型コロナ感染症拡大前の2019年度と比較して、全項目において若干の上昇傾向にあった。この要因については臨床側での卒後教育の充実などが考えられたが、今後の調査結果とあわせて評価する必要がある。</p>
自己評価	<p>「①学修成果アンケート」や「②学修成果に関する調査」により、継続的に学生のDPの達成状況を把握することができている。また、カリキュラムの変更の際には、教員を対象とした「③教育課程に関するアンケート調査」によってカリキュラムの課題が明確にされ、加えて近年の社会情勢も踏まえた2022年度カリキュラムの改正につながられている。これらのことから学修成果アンケート等を活用したカリキュラムの点検・評価は、教育改善に対して有効に機能していると評価される。</p>
関連資料	<p>[1]2023年度学修評価（学生自己評価）アンケート結果概要、[2]2023年度 就職先学修成果アンケート結果概要、[3]大学組織図、[4]ディプロマ・ポリシー</p>

タイトル (No. 2)	学生による授業評価及び教員相互の授業点検評価に基づく授業改善																																																								
分析の背景	授業改善を目的とした「学生による授業評価アンケート（以下、授業評価アンケート）」と「教員相互の授業点検評価」に基づき、「授業改善等報告書」を担当教員が作成して学生に周知している。これらの内容が授業改善に有効に活用されているか、その成果を分析する。																																																								
分析の内容	<p>1) 教育改善のためのシステム</p> <p>授業改善についてはFD委員会が担当している。本学専任教員が担当する科目について「授業評価アンケート」とピアレビューである「教員相互の授業点検評価」を行い、それらの結果を各担当教員にフィードバックする。担当教員は評価結果に基づき各自の教育実践の現状把握と再考について記述した「授業改善等報告書」を作成し、学内ホームページに公表している。なお、「授業評価アンケート」は、講義・演習科目は学生自身の「自己評価」と「授業評価」の2部構成とし、実習科目には病院の実習指導者の対応に関する設問を組み込むなど、科目の性格にあわせた設問設定がされている。</p> <p>「授業評価アンケート」は当該年度の最終授業の後、あるいは実習最終日にアンケートフォームを学生に配信して行う。「授業評価アンケート」の結果は学期ごとに取りまとめてFD委員会を経て教授会に報告する。「授業評価アンケート」の自由記載については、各科目を担当する教員にフィードバックするとともに、教授会において報告する。</p> <p>「教員相互の授業点検評価」は、年度当初に授業担当教員ごとに評価者となる教員を1名選出して実施する。被評価者である授業担当教員は、年度末に「授業評価アンケート」と「教員相互の授業点検評価」の評価を参考に、「授業改善等報告書」を作成して、FD委員会に提出する。FD委員会は全ての被評価者から提出された「授業改善等報告書」を取りまとめて学内ホームページで公表し、あわせて教授会においても報告する。</p> <p>2) 授業評価の活用と分析</p> <p>「授業改善等報告書」は翌年度への授業改善を記載し、その授業改善を受けるのは翌年度に履修する学生であることから「授業評価アンケート」に「今年度の授業方針や方法等について説明され、それに沿って行われた（評価項目7）」を設定している。この項目の評価は高く推移していることから、多くの講義・演習科目で「授業改善等報告書」に基づいて新年度での授業方針等が説明されている状況にある。</p> <p>講義・演習科目については「この授業には全体的に満足している（評価項目17）」を、実習科目では「この実習には全体的に満足している（評価項目16）」を項目として満足度を調査している。授業の満足度は以下のとおりであり、講義・演習科目、実習科目ともに学生の評価は高く推移している。</p> <table border="1" data-bbox="292 1350 1398 1547"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各期の全科目平均</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2021年度</th> <th colspan="2">2022年度</th> <th colspan="2">2023年度</th> <th colspan="2">2024年度</th> </tr> <tr> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>項目7</td> <td>3.59</td> <td>3.62</td> <td>3.58</td> <td>3.65</td> <td>3.67</td> <td>3.76</td> <td>3.72</td> <td>3.78</td> </tr> <tr> <td></td> <td>項目17</td> <td>3.54</td> <td>3.60</td> <td>3.55</td> <td>3.61</td> <td>3.64</td> <td>3.71</td> <td>3.67</td> <td>3.72</td> </tr> <tr> <td>実習</td> <td>項目16</td> <td>4.52</td> <td>4.61</td> <td>4.62</td> <td>4.55</td> <td>4.64</td> <td>4.30</td> <td>4.72</td> <td>4.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>講義・演習科目：そう思う4, ややそう思う3, あまりそう思わない2, 全くそう思わない1 実習科目：強くそう思う5, ややそう思う4, どちらとも言えない3, あまりそう思わない2, 全くそう思わない1 大学院研究科の授業評価については、「学生による授業評価」を前期、後期の年2回実施している。「学生による授業評価」については、学内ホームページに掲載し、大学院生と教職員で共有している。</p>									各期の全科目平均		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		項目7	3.59	3.62	3.58	3.65	3.67	3.76	3.72	3.78		項目17	3.54	3.60	3.55	3.61	3.64	3.71	3.67	3.72	実習	項目16	4.52	4.61	4.62	4.55	4.64	4.30	4.72	4.57
各期の全科目平均		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度																																																	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期																																																
	項目7	3.59	3.62	3.58	3.65	3.67	3.76	3.72	3.78																																																
	項目17	3.54	3.60	3.55	3.61	3.64	3.71	3.67	3.72																																																
実習	項目16	4.52	4.61	4.62	4.55	4.64	4.30	4.72	4.57																																																
自己評価	本学の授業改善の取り組みである「学生による授業評価」は2000年度から、「教員相互の授業点検評価」については2003年度から導入して、現在に至る。この間、FD委員会を主体とした自己点検評価を行い、評価項目や評価方法を見直した。「授業改善等報告書」については、先の授業評価の活用と学生への公表を目的に導入した。いずれの項目も高得点を維持していることから、本学の授業評価方法は、評価（Check）から改善（Action）、計画（Plan）、実行（Do）の過程を経て授業改善に有効に機能していると評価する。																																																								
関連資料	[1]本学における教育改善の活動、[2] 授業点検評価の実施方法、 [3]教員相互の授業改善点検評価票様式																																																								

タイトル (No. 3)	外部資金獲得のための施策【研究環境整備】
分析の背景	外部資金獲得に向けた全学的な取組として、教員相互の支援体制の導入や外部講師による研修会を継続して開催するなどしている。これらの取組についての評価・分析を行う。
分析の内容	<p>1) 支援のシステム</p> <p>文部科学省科学研究費助成金等（以下、科研費）をはじめとした外部資金の獲得のための取組については、研究支援委員会が中心となって教員への支援体制の構築や研修会を実施するとともに、研究支援委員会事務局担当職員が研究助成金公募情報の提供や申請書を確認してサポートするなど、教職員が協働して取り組んでいる。</p> <p>本学では、2009年度の法人化を契機に外部資金獲得に積極的に取り組んでおり、2011年度から科研費の獲得に向けた研修会を継続して実施するなどして、多くの教員が科研費等の外部資金に応募している。採択率は全国平均を上回る実績をあげる一方で、10%を下回る年度もあるため、特に近年は、採択に至らなかった教員のスキル向上に資するよう、研究手法や科研費申請書の効果的な作成方法などをテーマに、科研費の申請・審査に精通した外部講師を招いて研修会を開催している。</p> <p>また、2020年度から学内での教員相互の研究支援体制を強化するため、各教員の研究概要一覧を学内ホームページで共有し、支援を希望する教員と支援に応じる教員をマッチングする制度を導入した。この取組については、毎年度教員アンケートを実施し、教員の利用状況や制度への意見を集約している。アンケート結果からは、制度を利用して支援を受けることで研究に良い効果が得られたとの回答が見られた。学内で専門領域を超えて共同研究に取り組む事例もあり、相互支援制度が本学の研究活動にもたらす効果が確認できる。</p> <p>2024年度には、一般社団法人全国大学研究支援機構による科研費申請書の添削支援を試行的に実施し、7件の利用があった。このうち2件は当該年度の科研費の採択に至った。</p> <p>なお、科研費以外の外部研究資金については、2017年度から公募中の研究助成に係る情報を学内ホームページに「外部資金助成情報管理システム」として掲載するとともに、新着の公募情報を教員へメールで随時周知することで、科研費とあわせて外部資金獲得を組織的に支援している。</p> <p>2) 外部資金の新規申請・採択状況とその分析</p> <p>外部研究資金の申請・採択の状況について研究支援委員会が取り纏めた結果は、関連資料[1]のとおりである。外部資金の採択が上位教員に偏る傾向が見られ、今後の若手教員による採択の増加が期待される。一方で2024年度に実施した申請書の添削結果からは、若手教員を中心に申請書の初歩的なスキルから習得する必要性が確認できたことから、2025年度は、学内で科研費の採択実績のある教員による申請書記載の研修会の実施や、教員相互の支援体制制度の活用により、若手教員の採択率向上に向けた支援に取り組むこととした。</p> <p>研究支援体制や研修会など各取り組みの効果については、研究支援委員会がアンケートを実施し、課題の抽出や、改善策について継続的に検討している。外部資金の採択状況や各アンケートから得た課題の検討・改善内容は、随時企画運営会議、教授会に報告されるとともに、年度末に実施する自己点検評価委員会と研究支援委員長との意見交換の場においても報告・検討が行われ、PDCAサイクルによる研究環境整備が組織的に図られている。</p>
自己評価	外部資金獲得のための支援を展開することで、教員の研究能力向上のために組織的な支援を行っている。科学研究費研究基盤Cを受けた研究からは特許1件を取得するという実績もあげている。以上のことから、外部資金の獲得の意識が専任教員に定着し、様々な支援により、その成果をあげていると評価できる。今後は、大型研究の獲得や外部（産学を含む）との共同研究を推進していくことが課題である。
関連資料	[1]外部資金申請・採択状況、[2]科研費獲得に向けた研修会実施状況、[3]2024年度研究概要一覧

タイトル (No. 4)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、地域特性に応じた看護教育・研究活動を積極的に推進し、看護の様々な分野での社会要請に十分に応えられる質の高い看護職を育成する役割があり、看護実践に関する総合的な能力を養い、もって社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成を目指している。大学の教育理念は以下のとおりである。</p> <p>「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、先進的な知識と技術を教授することにより、人々がより良く生き、より良く生を終えるために、人々の生涯を通じての看護ニーズに応え得る能力を養う。これとともに看護実践に関する総合的な能力を養い、もって社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成を目指す。さらに、看護学の進歩と独自の学問体系の確立に寄与できる将来の看護教育者及び研究者を育成する。」</p> <p>ここでは教育理念と関連する本学の特色ある教育研究及び地域貢献の取り組みについて示す。</p> <p><u>No. 1 三重を知ろう</u></p> <p>2022 年度開始の学部カリキュラムで新設した科目で、「地域特性に応じた看護教育・研究活動を積極的に推進し、看護の様々な分野での社会要請に十分に応えられる質の高い看護職を育成する」という本学の使命を具現化し、教育理念である「社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成」につながる科目である。また、カリキュラム・ポリシーにおいて、「C. 多様な考え方や文化的背景を持つ人々の特徴に応じて、自らの看護活動の必要性や方法を説明するコミュニケーション能力を身につける」科目として位置づけている。地元で生活する人々を知り、その営みや多様な生活の場を理解するための知識や技術を学ぶことを目的に開講し、学生及び関係者から高い評価を得ている。</p> <p><u>No. 2 高大接続事業</u></p> <p>地域に貢献する看護職者の育成に向けて、看護系大学への進学を希望する県内高校生や入学予定者を対象とした</p>	<p>高大接続事業を、関係機関と連携して実施している。アドミッション・ポリシーを具体化する取り組みとして、2011 年度より「看護職キャリアデザイン講座」として「出前授業」、「一日みかんだい生」、入学準備教育を実施している。メディアコミュニケーション委員会の下部組織「高大接続キャリア育成ワーキンググループ」が中心となり、事業の実施、評価、改善を継続的に実施している。これらの取り組みは、看護職を目指す高校生・保護者、高等学校、県内医療機関、行政との連携強化につながっている。</p> <p><u>No. 3 教員の専門性を活かした地域交流センター事業</u></p> <p>地域交流センターが主体となり、教員の専門性や教育・研究成果を広く社会に提供し、県民の健康維持増進と社会の発展に貢献している。この取り組みは、「社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成」を目指す本学の教員の質の向上にもつながるものである。取組内容は、「教員提案事業」「看護研究支援事業」「リカレント教育」などで、教員の専門性を発揮することで地域貢献に寄与する内容である。</p> <p><u>No. 4 人事交流制度</u></p> <p>本学と医療機関における看護教育と看護研究の活性化を図ることを趣旨に、県内医療機関に所属する看護職員を1年間、本学の助手として受け入れる人事交流制度を設けている。臨地と教育研究現場との相互理解を図る効果があり、派遣教員による臨地実習指導は、臨地に近い教員からの指導となり教育上の効果があり、実習指導体制の強化につながっている。</p>
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	地元理解のための科目「三重を知ろう」	45
2	高大接続事業	46
3	地域交流センター事業	47
4	県内医療機関との人事交流による教育研究の推進	48
5		49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	地元理解のための科目「三重を知ろう」																	
取組の概要	2022年度のカリキュラム変更において、多様な考え方や文化的背景を持つ人々の特徴を知ることや、地域社会に暮らす人々の生活支援において必要となる情報を分析し、健康課題を解決する方策を考えることができることをカリキュラム・ポリシーにあげている。本学の所在地である地元三重県で生活する人々を知り、その営みや多様な生活の場を理解するための知識や技術を学ぶことを目的に「三重を知ろうⅠ」（1年次）「三重を知ろうⅡ」（2年次）をカリキュラムに設置している。																	
取組の成果	<p>1) 科目内容</p> <p>「三重を知ろうⅠ」では、地域で暮らす人々やその人々を支える看護活動の現場を知るために地域実習と病院実習を行う。地域実習は大学近隣の津市一身田地区においてフィールドワークを行い、地元のボランティアガイドとの対話を通し、「人々の暮らし」と「生活者としての人」についての理解を深める。また、三重県知事を講師に迎え、三重県の魅力や取組についての講義や、令和6年度からは学生と直接意見交換を行う時間を設け、三重県の強み及び課題を知る機会としている。はじめて医療機関に向くこととなる病院実習は、病院・病棟の見学のほか、看護師が行う業務をそばで観察する「シャドーイング」を通して看護活動の実際を知ることを目的としている。「三重を知ろうⅡ」では、「三重を知ろうⅠ」において三重県で暮らす人々の衣食住についての基礎知識を学んだ後に、学生が主体的に検討し選定した県内の市民活動団体等の協力を得てフィールドワークを行い、三重県で生活する人々の営みや、多様な生活の場を理解する。「三重を知ろうⅠ」「三重を知ろうⅡ」とも、活動内容をグループでまとめ、発表する機会を設けることで、学修の振り返りと考察を深める機会を提供している。</p> <p>2) 科目設置の目的と分析</p> <p>本学は1学年の約半数が県外出身者で構成されるが、「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」は、公衆衛生看護学の観点のみならず、県外・県内出身者ともに三重県の魅力や課題を知ることで、県内の医療機関や行政機関への定着が増加することもねらいとしている。学生による授業評価アンケートからは、「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」とも高い満足度を得ている。また、「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」のアンケートでは、「看護師像についてイメージができた」や「三重県の医療の現状や地域の課題を知ることができて良かった」などの意見も複数みられた。また、「三重を知ろうⅡ」における学生と地域との交流では、全ての協力団体から学習姿勢や振る舞いを含めて良好な評価を得ている。2024年度の活動の中では、津市美杉地区において学生提案による活動として、学生独自で「まちの保健室」を運営した。これらのことから、科目の目的である地域で暮らす人々やその人々を支える看護活動の現場を知り、地域の生活を支える活動への参加から、三重県で生活する人々の営みや、多様な生活の場を理解するための知識・技術を主体的な学習によって修得することができている。</p> <p>一方で、「三重を知ろうⅡ」では、南北に長い三重県の地理的・文化的特徴をより理解するには、現在のフィールドワーク先に加え、県内各地での活動が望ましい。しかし、時間的制約や移動距離といった物理的制約のため、それを実現するのは困難であり、その点を課題と捉える。</p> <p>なお、「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」は本学の特徴的な科目として、学外ホームページや広報誌で実施内容を周知している。知事講話については、メディアでも取り上げられた。</p> <table border="1" data-bbox="389 1608 1476 1727"> <thead> <tr> <th colspan="2">学生による授業評価アンケート結果</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重を知ろうⅠ*1</td> <td>満足度</td> <td>4.60</td> <td>4.71</td> <td>4.74</td> </tr> <tr> <td>三重を知ろうⅡ*2</td> <td>満足度</td> <td></td> <td>3.56</td> <td>3.69</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 強く思う5, やや思う4, どちらとも言えない3, あまり思わない2, 全く思わない1 *2: そう思う4, やや思う3, あまり思わない2, 全く思わない1</p>			学生による授業評価アンケート結果		2022年度	2023年度	2024年度	三重を知ろうⅠ*1	満足度	4.60	4.71	4.74	三重を知ろうⅡ*2	満足度		3.56	3.69
学生による授業評価アンケート結果		2022年度	2023年度	2024年度														
三重を知ろうⅠ*1	満足度	4.60	4.71	4.74														
三重を知ろうⅡ*2	満足度		3.56	3.69														
自己評価	地域を巻き込んだフィールドワークの実施などの充実を図ることで、看護師や特に保健師に必要な「地域特性の理解」につながる基礎的な経験を得ることができている。三重県の地域性を理解し、新たな魅力を発見することを通して地域への愛着を育むことで、県内就職率向上にも寄与することが期待され、特色ある科目と評価できる																	
関連資料	[1] シラバス 、[2]2024年度「三重を知ろうⅡ」研修先及び研修内容																	

タイトル (No. 2)	高大接続事業
取組の概要	<p>地域に貢献する看護職者の育成を目的に、2011年度から看護系大学への進学を希望する県内高校生や入学予定者を対象とした高大接続事業を、県教育委員会や県内高等学校、県内医療機関等と連携して実施している。本取組は、アドミッション・ポリシーと整合し、基礎学力と看護職への理解を備えた意欲ある学生の確保につながっている。メディアコミュニケーションセンター委員会の下部組織「高大接続キャリア育成ワーキンググループ」が中心となり、事業の計画、実施、評価、改善を行い、継続的な向上に取り組んでいる。「出前授業」は教授会にて情報提供を行い、教員の参加を募って実施している。各事業の成果・評価は、企画運営会議と教授会で報告され、全学的に共有が図られている。</p>
取組の成果	<p>「看護職キャリアデザイン講座」として、「出前授業」、「一日みかんだい生」を実施している。特別選抜試験の合格者及び保護者を対象に、「入学準備教育」を実施している。これらの取り組みは、実施前の周知及び実施後の成果をホームページや広報誌などで公表している。</p> <p>1) 高等学校での出前授業</p> <p>高校生が看護の仕事を知り、自身の適性に合った進路選択をすることへの支援を目的に、本学教員が高等学校へ出向き「出前授業」を実施している。内容は看護職の病院勤務の現状、勤務体制・給与、看護職の魅力などである。受講者のアンケート結果から、看護職に興味がある者や将来看護職を志望する者が多く参加し、受講後に「看護職についてもっと知りたいと思った」、「看護職を志す気持ちが高まった」など意欲向上を示す一方、「看護職を目指すことを考え直そうと思った」との回答もあり、進路のミスマッチの防止にも貢献している。この結果や出前授業を実施した教員のアンケート等をもとに教材や内容の見直しを毎年行い、改善を継続的に実施している。</p> <p>2) 一日みかんだい生</p> <p>高校生自身の適性を考える機会の提供を目的に、「一日みかんだい生」を継続的に開催してきた。内容は、在学生の体験談、看護職経験者の講義、在学生をファシリテーターとしたキャリアデザインワークショップなどである。参加の理由は「看護職に興味を持っているから」が最も多く、一日みかんだい生の体験は「とても良かった」、「よかった」と全員が満足していた。ワークショップは「とてもよかった」(87.3%)と高評価であった。自由記載には「看護職についてじっくり考える機会になった」「看護師のリアルややりがいを知り勉強になった」などの意見があり、看護職への理解深化に寄与している。毎年参加者の声を分析し、内容の質向上を図っている。</p> <p>3) 入学準備教育「三重の保健医療を支える未来の看護職者育成交流会」</p> <p>特別選抜の合格者を対象に、入学までの準備や入学後のイメージを持ち学習の意欲を向上させることを目的に、毎年12月に実施している。入学までの過ごし方の説明、在学生・卒業生及び三重県医療保健部医療政策総括監の講話、さらに県内医療機関の看護部による個別相談の機会を設けている。医療政策総括監からは、自身の医師としての経験をふまえた三重県の医療の魅力と課題について臨場感のある講話がなされ、高校生にとって三重県で働くことの意欲向上につながった。アンケートでは「三重県で働くうえでのメリットを知ることができた」「三重県の医療の向上に貢献したい」といった前向きな意見が多く寄せられた。大学入学までの学習機会の提供を目的に、理系2科目の自己学習と2回のスクーリングを実施している。新入生の基礎学力検査(2015～2019年度)において、特別選抜、前期日程、後期日程の各入試制度の間に、統計的有意差は認められず、これらのことから、入学準備教育の効果があつたと判断し、継続的に取り組んでいる。</p>
自己評価	<p>本事業は継続して実施しており、参加者からの高い満足度を得ている。毎年度のアンケート結果を分析し、教材や内容を見直し継続的な改善に取り組んでいる。また、県内高等学校の進路指導の教員に対して積極的に周知し、本学を志望する高校生にとどまらず、将来看護職を目指す高校生に向けた教育の一環として認識されている。本学の特色ある教育プログラムとしての持続可能な取組であると自己評価する。一方で、地域に貢献する看護職者の育成という本事業の目的を踏まえると、参加者の進路やその後の進捗を把握できていないことは課題である。</p>
関連資料	<p>[1] 高大接続事業実績一覧、[2] 2024年度高大接続事業実施結果、[3] 大学HP（看護職キャリアデザイン講座）、</p>

タイトル (No. 3)	地域交流センター事業
取組の概要	<p>地域に貢献する開かれた大学として、地域への研究成果の還元やリカレント教育等を地域交流センターが中心となって実施している。これらの活動は、全教員が各自の専門性や教育・研究成果を広く社会に提供することにより、県民の健康維持増進と社会の発展に大きく寄与しており、大学の理念と整合している。本学の全教員は地域交流センターを兼務しており、地域への社会貢献活動の推進は組織的に重要な役割と認識されている。</p>
取組の成果	<p>地域交流センターは、県民の健康に寄与するための研究成果の還元事業や、看護職の資質向上に寄与するリカレント教育等を、開学当時から継続して実施している。各事業は地域交流センター委員会等が中心となり、事業や教育課程の実施、評価、改善を継続的に実施している。また、各事業の実施内容は毎月の企画運営会議と教授会で報告し、組織的に把握されている。これらの地域貢献活動を広く県民や関係団体に知ってもらう機会として、活動報告会の開催や年報の発行等を行っている。以下に主な事業の取り組みの成果を示す。</p> <p>1) 県民向け講座</p> <p>県民の健康維持増進を目的に各教員が専門性や教育・研究の成果を地域に還元する「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」や年3回開催している「公開講座」は、広く県民や関係団体等にも周知され実施件数や参加人数は年々増加している。2024年度は133件の講座を開催し、4,565人の参加者があった。また、学生ボランティアが参画している事業もあり、学生の学びの機会につながっている。</p> <p>2) 看護職者を対象とした講座</p> <p>県内の保健・看護力向上を目的に「みえ保健・看護力向上支援事業」や看護研究遂行能力を強化する目的で看護研究の基礎から具体的な看護研究方法、看護研究発表会支援を行う「看護研究支援事業」を数多く開催し、看護職の教育支援事業も充実した内容で提供している。</p> <p>また、三重県の受託事業として、看護職や介護事業所等の専門職向けの認知症対応能力向上研修や新人助産師・中堅助産師の能力向上研修など数多くの事業を実施し、地域の医療・介護現場で活躍する看護職者等の育成・支援にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>この他にも全教員が各自の専門性や教育・研究成果を還元しながら、多くの事業を継続して実施しており、看護職者等を対象とした講座は2024年度に145件を開催し、1,982人の参加者があった。</p> <p>3) リカレント教育</p> <p>県内病院等のニーズが高かった認定看護師教育課程（B課程）「感染管理」を2022年度から開講し、2024年度までの3期で54名の修了生を輩出した。三重県における感染管理認定看護師（B課程）の登録者数は2期生修了者登録時点で全国10位となり、開講前の28位から大幅に上昇した。また、感染管理認定看護師フォローアップ研修を年3回開催し、修了生のフォローアップを継続して実施している。</p> <p>地域交流センターでは全ての事業において、事業計画及び評価・総括を行っており、事業実施後のアンケート等を分析して、各事業の課題を次年度の改善につなげている。アンケート結果では、参加者の満足度は「満足」「やや満足」を合わせてほぼ95%~100%と高い評価を得ている。アンケート結果及び改善点は、毎月の地域交流センター委員会で協議し、企画運営会議や教授会に報告して組織的に共有している。</p>
自己評価	<p>地域交流センター事業は、毎年実施される県評価委員会においても高い評価を得ている。教員各自の教育・研究活動の還元事業に取り組むことで、教員自身の研究活動への効果も期待され、共同研究につながる例も見られる。また、地域に開かれた大学の取組に学生がボランティアとして参加することは、地域に根差した看護専門職者を養成する本学の教育方針にも整合する。</p> <p>今後は、事業内容のさらなる質の向上と時代と共に変化する地域のニーズに沿った事業を構築していくことが課題である。</p>
関連資料	<p>[1]地域交流センター年報、[2]2024年度地域交流センター公開講座案内、[3]2024年度地域交流センター受託事業案内、[4]2024年度地域交流センター県民対象事業及び看護職者対象事業実績一覧、[5]三重県立看護大学の認定看護師教育について</p>

タイトル (No. 4)	県内医療機関との人事交流による教育研究の推進																																											
取組の概要	<p>県内医療機関（以下、病院等）に所属する看護職員を1年間本学の助手として受け入れる人事交流制度を設けている。本学にあつては派遣職員の臨地経験を大学の教育に活用することで、看護教育・研究の活性化につながっている。病院等においては学生のレディネスや最近の学生気質等を把握できるほか、研究活動の経験を活かした看護の質向上も期待され、双方に有益な取組として定着を図っている。人事交流制度については学生部長及び事務局総務課が所掌している。</p>																																											
取組の成果	<p>1) 人事交流制度</p> <p>本学の医療機関職員（看護師）との人事交流は2005年度に開始している。2013年度には現在の人事交流制度に改正し、現在まで継続している。受け入れ前年度の12月に本学から連携協力協定締結の県内病院に対して派遣職員の募集を行う。募集条件は、派遣元医療機関で将来的に看護教育、看護研究において指導的な役割を担う看護職員としている。応募があつた中から受け入れ職員を選考し、派遣職員の所属病院長と本学理事長が協議を行ったうえで、翌年2月を目処に人事交流協定書を締結する。なお、派遣職員は、派遣元の病院（派遣機関）と本学（受入機関）の双方の身分を有し、服務については本学の関係規定が適用される。</p> <p>派遣職員は本学の助手として受け入れ、その所属については、前期は地域・実践基盤看護学講座（基礎看護学）に配置し、後期は派遣職員の勤務経験と本学の人員状況を考慮して、いずれかの看護学講座に配置し、講義演習の補助や実習指導に携わる。派遣期間中には、派遣職員が有する研究テーマについて特定の教員から継続的に指導を受ける。</p> <p>2) 人事交流の実績</p> <table border="1" data-bbox="292 994 1398 1072"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度</th> <th>2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入（派遣）職員</td> <td>A, B, C</td> <td>A, B, C</td> <td>A, B, C</td> <td>A</td> <td>A, B</td> <td>A, B</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="292 1084 1398 1207"> <thead> <tr> <th rowspan="3">派遣後</th> <th>大学院科目等履修生</th> <td>—</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>大学院入学者</th> <td>—</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>A</td> <td>A, B</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>本学教員</th> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> </table> <p style="text-align: right;">年度に受け入れた者をアルファベットで表記</p> <p>2020年度までは交流枠を3名としていたが、本学の人員状況により変更している年度もある。</p> <p>派遣職員は大学助手として講義や演習に参加するなかで、カリキュラムや看護初学者教育、臨地実習で受け入れている学生の既習学習の内容等を理解し、近年積極的に取り入れられるアクティブ・ラーニングやルーブリック評価についても学んでいる。臨地実習指導においては、派遣職員が有している看護実践能力や直近の臨地経験を活かした指導が実施され、学生の学習内容が深まっていると評価している。</p> <p>派遣終了後は、病院において実習指導等の担当となり、本学の臨地教授等の称号を付与される者もあり、臨地実習指導における連携強化につながっている。病院にとっても、派遣職員が大学で得た看護教育の知見や最近の学生気質を踏まえて新人教育に従事できることや、大学で習得した研究手法を活かして看護研究活動を実践することを通して組織が活性化などの成果がみられる。</p> <p>また、派遣期間中の研究テーマをさらに深化させ、研究能力の習得を目的として表のように本学科目等履修生や大学院生として入学する者や、本学の助手として任用された者も存在する。</p>		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	受入（派遣）職員	A, B, C	A, B, C	A, B, C	A	A, B	A, B	A	A	派遣後	大学院科目等履修生	—	A	—	—	—	—	—	大学院入学者	—	A	—	A	A, B	—	—	本学教員	—	—	—	A	A	—	—
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度																																				
受入（派遣）職員	A, B, C	A, B, C	A, B, C	A	A, B	A, B	A	A																																				
派遣後	大学院科目等履修生	—	A	—	—	—	—	—																																				
	大学院入学者	—	A	—	A	A, B	—	—																																				
	本学教員	—	—	—	A	A	—	—																																				
自己評価	<p>本学の人事交流制度は、本学への単なる派遣に止まらず、派遣元病院の教育に還元することができおり、病院と本学との教育や研究の活性化に寄与していると評価できる。さらに、複数の大学から本学の人事交流制度についての問い合わせがあることから、全国的にも稀な制度であると思われる。</p> <p>派遣後の職員からは、看護教育の最近の教育方法や学生の特徴が知れたことや、研究活動に着手することで今後の自身の看護活動に活かすことができるとの評価を得ている。また、大学にとっても臨地実習においては、派遣職員の臨地経験を学生の指導に反映できていると評価している。</p>																																											
関連資料	<p>[1]人事交流制度実施要項、[2] 玉田章、菱沼典子：三重県立看護大学人事交流制度—地域医療機関と看護大学の新たな架け橋—、三重県立看護大学紀要、24、28—34、2020.</p>																																											

タイトル (No. 5)	
取組の概要	
取組の成果	
自己評価	
関連資料	

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項		記入欄										備考						
大学の名称		三重県立看護大学																
学校本部の所在地		三重県津市夢が丘1丁目1番地1																
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日				所在地						備考						
	看護学部看護学科	1997年4月1日				三重県津市夢が丘1丁目1番地1												
	大学院課程	開設年月日				所在地						備考						
	看護学研究科看護学専攻	2001年4月1日				三重県津市夢が丘1丁目1番地1												
	専門職学位課程	開設年月日				所在地						備考						
別科等	開設年月日				所在地						備考							
学生募集停止中の学部・研究科等		-																
教員組織	学部・学科等の名称	専任教員等										備考						
	看護学部看護学科	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考						
	△△課程	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	教授には学長を含む						
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
	計	14人	11人	5人	13人	43人	19人	10人	7人	24人	8.2人							
学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
〇〇学部〇〇学科	人	人	人	人	人	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
△△課程	人	人	人	人	人	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
〇〇学部〇〇専門職学科	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考						
看護学研究科看護学専攻	〇〇専攻(D)	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員							
計	15人	12人	7人	22人	6人	4人	6人	12人	人	14人								
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										備考						
法務研究科法務専攻	□□研究科□□専攻	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員							
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人							
校地等	区分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備考						
	校舎敷地面積	—		33553 m ²		—		—		33553 m ²								
	運動場用地	—		12144 m ²		—		—		12144 m ²								
	校地面積計	4300 m ²		45697 m ²		0 m ²		0 m ²		45697 m ²								
	その他	—		6514 m ²		—		—		6514 m ²								

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎	校舎面積計		5106.8 m ²	13573 m ²		
教員研究科室等の名称		室数					
看護学部		50 室					
看護学研究科		0 室					
教室等施設							
区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
看護学部教室等施設		7 室	12 室	5 室	2 室	室	
看護学研究科教室等施設		1 室	5 室			室	
		室	室	室	室	室	
		室	室	室	室	室	
図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数			
	三重県立看護大学 附属図書館		1011 m ²	100 席			
			m ²	席			
			m ²	席			
	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕	
	三重県立看護大学附属図書館		73572〔7466〕冊	376〔87〕種		25〔25〕種	
			〔 〕冊	〔 〕種		〔 〕種	
			〔 〕冊	〔 〕種		〔 〕種	
			〔 〕冊	〔 〕種		〔 〕種	
	計		73572〔7466〕冊	376〔87〕種		25〔25〕種	
体育館	面積						
	795 m ²						

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）に記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学部・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学部	看護学科	志願者数	501	499	425	609	530		
		合格者数	109	108	110	109	113		
		入学者数(A)	102	100	101	103	103	102%	
		入学定員(B)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(A/B)	102%	100%	101%	103%	103%		
		在籍学生数(C)	410	408	407	406	409		
		収容定員(D)	400	400	400	400	400		
収容定員充足率(C/D)	103%	102%	102%	102%	102%				
看護学部合計		志願者数	501	499	425	609	530		
		合格者数	109	108	110	109	113		
		入学者数(I)	102	100	101	103	103	102%	
		入学定員(J)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(I/J)	102%	100%	101%	103%	103%		
		在籍学生数(K)	410	408	407	406	409		
		収容定員(L)	400	400	400	400	400		
収容定員充足率(K/L)	103%	102%	102%	102%	102%				

研究科名	専攻名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学研究科	看護学専攻	志願者数	9	11	13	5	8		
		合格者数	9	9	12	5	7		
		入学者数(A)	9	9	12	5	7	56%	
		入学定員(B)	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率(A/B)	60%	60%	80%	33%	47%		
		在籍学生数(C)	30	25	26	27	27		
		収容定員(D)	30	30	30	30	30		
収容定員充足率(C/D)	100%	83%	87%	90%	90%				
看護学研究科合計		志願者数	9	11	13	5	8		
		合格者数	9	9	12	5	7		
		入学者数(I)	9	9	12	5	7	56%	
		入学定員(J)	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率(I/J)	60%	60%	80%	33%	47%		
		在籍学生数(K)	30	25	26	27	27		
		収容定員(L)	30	30	30	30	30		
収容定員充足率(K/L)	100%	83%	87%	90%	90%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	-	-	-	-	-	備考	
		入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)							
		入学定員(3年次)							
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
			入学者数(2年次)						
			入学定員(2年次)						
			入学者数(3年次)						
			入学定員(3年次)						
			入学者数(4年次)						
			入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。